

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年8月6日提出
【計算期間】	第39特定期間(自 2024年11月6日至 2025年5月7日)
【ファンド名】	三菱UFJ 3資産分散ファンド（毎月決算型）
【発行者名】	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【電話番号】	03-4223-3037
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、3,000億円です。

\* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

**商品分類表**

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	M M F	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	M R F	特殊型
		その他資産 ( )		
追加型	内外	資産複合	E T F	( )

**属性区分表**

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド	あり ( )	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回					
大型株	年4回	日本			T O P I X	条件付運用型
中小型株	年6回 (隔月)	北米				
債券	年12回 (毎月)	欧州	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 ( )	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型
一般		アジア				
公債		オセアニア				
社債	日々	中南米				
その他債券	その他 ( )	アフリカ				
クレジット		中近東 (中東)				
属性		エマージング				その他 ( )
( )						
不動産投信						
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券、不動 産投信)))						
資産複合 ( )						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源

泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

### 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	M MF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「M RF及びMMFの運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	M RF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「M RF及びMMFの運営に関する規則」に規定するM RFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したもので

### 属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

	公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（B B B格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（B B格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ペア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

#### [ ファンドの目的・特色 ]

## ファンドの目的

世界主要国の公社債、わが国の株式、およびわが国の不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、分散投資を行うことにより、値上がり益の獲得をめざします。

## ファンドの特色

### 特色1

世界主要国の公社債、わが国の株式、およびわが国の不動産投資信託証券への分散投資を行い、信託財産の成長をめざして運用を行います。

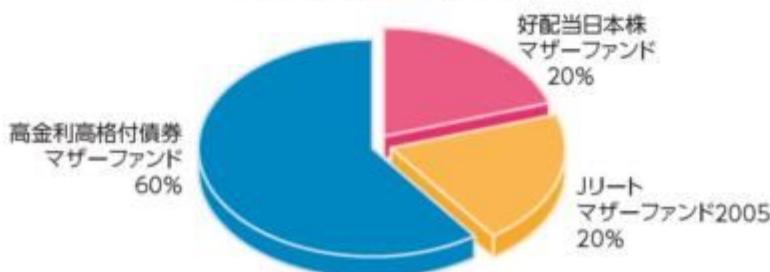
- 運用は主に各マザーファンドへの投資を通じて、各資産へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



### 特色2

各マザーファンドへの資金配分は、信託財産の純資産総額に対して以下の比率を基本投資割合とします。

<ファンドの基本投資割合>



- 実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。



## 毎月5日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とし、分配を行います。

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額につきましては、基準価額水準、市況動向等を勘案して委託会社が決定しますが、原則として配当等収益等により安定した分配をめざします。
- 每年3・6・9・12月の決算時に売買益(評価益を含みます)がある場合には、配当等収益に売買益(評価益を含みます)等を加えた額から分配を行うことがあります。
- 分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。また、基準価額水準、運用状況等によっては安定した分配とならないことがあります。

□ 配当等収益等は、経費等控除後の配当等収益のほか、収益調整金および分配準備積立金の一部を含みます。

！ 組入銘柄の一定部分または大部分において減配などの事象が発生し、好配当日本株マザーファンドの配当等収益が低下した場合や株式売買損が発生した場合には、分配金が少額となることや分配が行えないことがあります。

### <分配のイメージ図>



- ◆ 「ボーナス分配」とは、特定月の決算時に売買益等がある場合に、毎月の配当等収益等から行う安定分配に上乗せして行う分配です。なお、売買益等がある場合でもボーナス分配を行わない場合があります。
- ！ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

## 収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



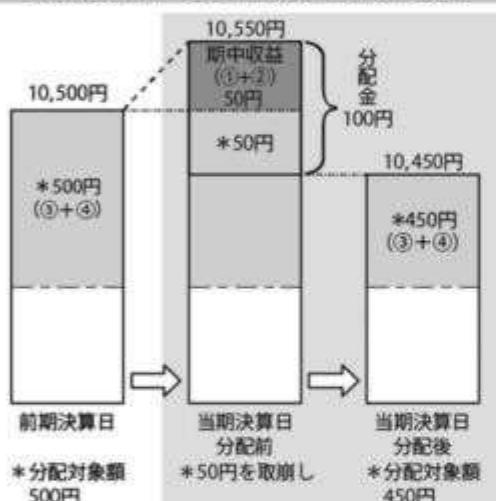
◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

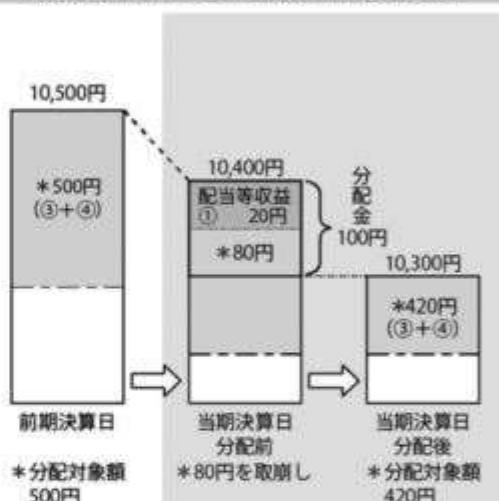
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



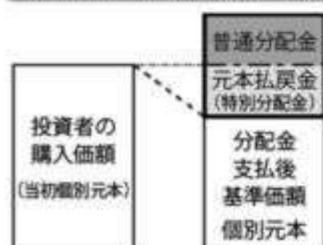
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

**分配準備積立金**：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

**収益調整金**：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようするために設けられた勘定です。

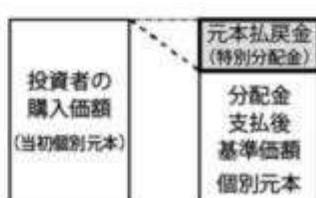
◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。  
また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

#### 分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合



**普通分配金**：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

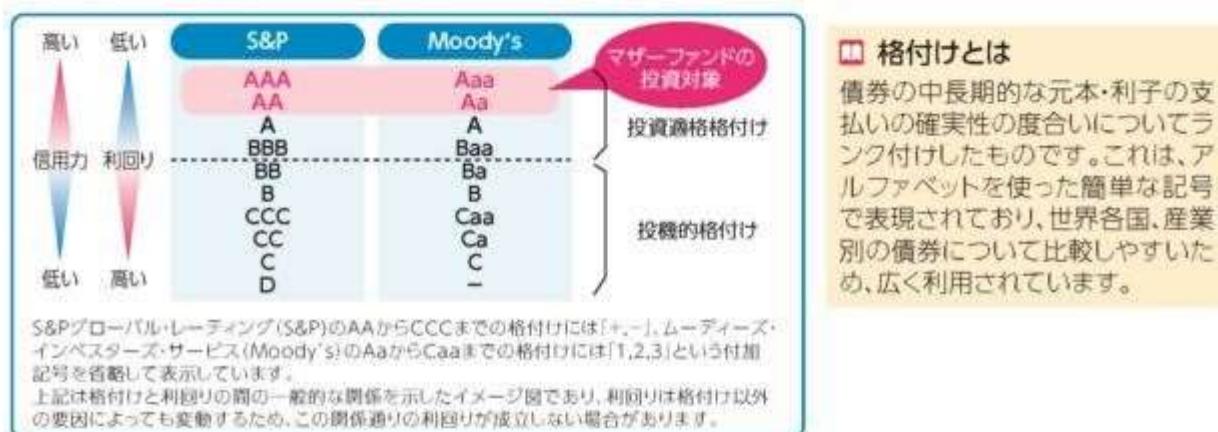
**元本払戻金(特別分配金)**：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

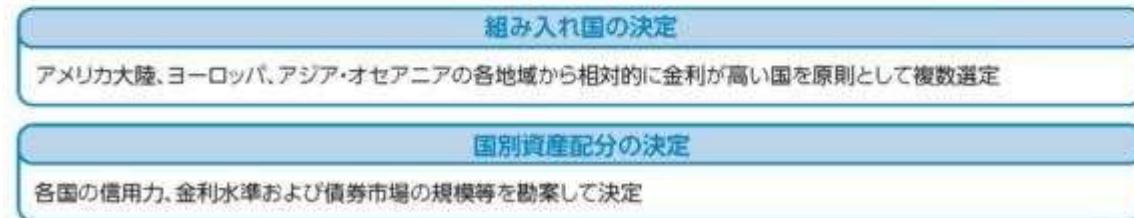
## 高金利高格付債券マザーファンドの特色

- 世界主要国の公社債を主要投資対象とします。
- 世界主要国のうち、信用力が高く、かつ、相対的に金利が高い国の公社債に投資することにより、利子収益の獲得をめざします。
- 投資対象候補国は、OECD(経済協力開発機構)加盟国の中から、国債の信用力がダブルAマイナス格相当(自国通貨建て長期格付け)以上である国とします。
- 投資対象候補国を「アメリカ大陸」、「ヨーロッパ」、「アジア・オセアニア(日本を含む)」の3地域に分け、各地域から相対的に金利が高い国を原則として複数選定します。国別資産配分は、各国の信用力、金利水準および債券市場の規模等を勘案して決定します。
- 各国の国債を中心に、政府保証債、州政府債を含む地方債および各国通貨建ての国際機関債に投資します。
- 組入公社債の格付けは、ダブルAマイナス格相当を下限とします。
- 組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。
- 公社債の組入比率は高位を基本とします。

### <信用格付けと利回りについて>



### <ポートフォリオ構築のプロセス>



【**運用担当者に係る事項**】については、委託会社のホームページでご覧いただけます。  
[https://www.am.mufg.jp/investment\\_policy/fm.html](https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

## 好配当日本株マザーファンドの特色

- ・わが国の株式を主要投資対象とします。
- ・主としてTOPIX構成銘柄の中から、予想配当利回りが市場平均と比較して高いと判断される銘柄に投資し、高水準の配当収入と中長期的な株価上昇益の獲得をめざして運用を行います。なお、TOPIX構成銘柄以外の上場株式等に投資する場合があります。
- ・銘柄選定にあたっては、予想配当利回りが原則として市場平均以上の銘柄から流動性等を勘案して調査対象銘柄を選定し、その中から財務の健全性や配当の実現性等を勘案して組入候補銘柄を決定します。
- ・ポートフォリオの構築にあたっては、銘柄分散を意識し、適宜組入銘柄の入替を行います。
- ・原則として株式の組入比率は高位を維持します。

### <組入銘柄選定のプロセスについて>



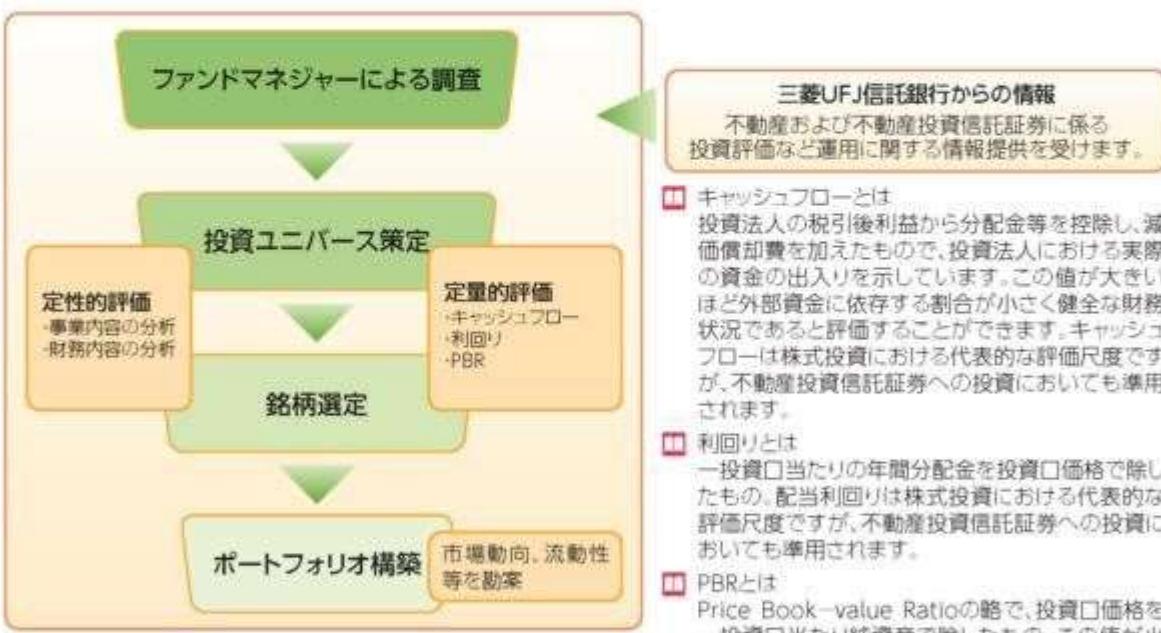
**!** 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄が常に上記の条件を満たすわけではありません。また、こうした企業が必ず利益成長を達成し、株価が上昇するわけではなく、環境によっては業績が悪化し、株価が下落することがある点にご留意ください。

**☞** 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページをご覧いただけます。  
([https://www.am.mufg.jp/investment\\_policy/fm.html](https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html))

## Jリートマザーファンド2005の特色

- ・わが国の金融商品取引所に上場している(上場予定を含みます。)不動産投資信託証券を主要投資対象とします。
  - ・わが国の金融商品取引所に上場している(上場予定を含みます。)不動産投資信託証券への分散投資を行います。
  - ・銘柄選定は、定性的評価・定量的評価を経て行います。定性的評価においては、事業内容および財務内容等の分析を行います。定量的評価においては、キャッシュフロー、利回り、PBR等の分析を行います。
  - ・ポートフォリオの構築にあたっては、上記の銘柄評価のほか、わが国の不動産投資信託市場の動向および個別銘柄の流動性等を勘案して行います。
  - ・不動産投資信託証券の組入比率は高位を基本とします。
- 不動産投資信託証券とは、不動産投資法人の投資証券または不動産投資信託の受益証券をいいます。多数の投資家から資金を集めて不動産を所有、管理、運営し、そこから生じる賃貸料収入や売却益を投資家に分配する商品で、一般的にREIT(リート:Real Estate Investment Trust)と呼ばれています。分配金の原資は主に多数の物件からの賃貸料収入などです。Jリートはその日本版という意味です。

### <ポートフォリオ構築のプロセス>



■ キャッシュフローとは  
投資法人の税引後利益から分配金等を控除し、減価却損を加えたもので、投資法人における実際の資金の出入りを示しています。この値が大きいほど外部資金に依存する割合が小さく健全な財務状況であると評価することができます。キャッシュフローは株式投資における代表的な評価尺度ですが、不動産投資信託証券への投資においても準用されます。

■ 利回りとは  
一投資口当たりの年間分配金を投資口価格で除したもの。配当利回りは株式投資における代表的な評価尺度ですが、不動産投資信託証券への投資においても準用されます。

■ PBRとは  
Price Book-value Ratioの略で、投資口価格を一投資口当たり純資産で除したもの。この値が小さいほど当該不動産投資信託証券は割安であると評価されます。PBRは株式投資における代表的な評価尺度ですが、不動産投資信託証券への投資においても準用されます。

- ! 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄が常に上記の条件を満たすわけではありません。  
☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。  
([https://www.am.mufg.jp/investment\\_policy/fm.html](https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html))

### ■ 主な投資制限

株式	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

### (2) 【ファンドの沿革】

2005年12月9日	設定日、信託契約締結、運用開始
2015年8月7日	信託期間を2015年11月5日までから2020年11月5日までに変更

2019年8月7日

信託期間を2020年11月5日までから2025年11月5日までに変更

## (3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）
----------

お申込金 収益分配金、解約代金等

販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
お申込金 収益分配金、解約代金等	
受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本マスタートラスト 信託銀行株式会社)	委託会社（委託者） 三菱UFJアセットマネジメント株式会社
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。
投資 損益	
マザーファンド	
投資 損益	
有価証券等	

## 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

## 委託会社の概況（2025年5月末現在）

## ・金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号

## ・設立年月日

1985年8月1日

## ・資本金

2,000百万円

## ・沿革

1997年5月

東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

2004年10月

東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

2005年10月

三菱投信株式会社とユーワエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

2015年7月

三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

2023年10月

エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更

## ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
-----	----	-------	------

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%
-----------------------	-------------------	----------	--------

## 2 【投資方針】

### ( 1 ) 【投資方針】

高金利高格付債券マザーファンド受益証券、好配当日本株マザーファンド受益証券およびJリートマザーファンド2005受益証券を主要投資対象とします。

各マザーファンド受益証券への投資を通じて、世界主要国の公社債、わが国の株式、およびわが国の不動産投資信託証券への分散投資を行います。

各マザーファンド受益証券への資金配分は、信託財産の純資産総額に対して以下の比率を基本投資割合とします。

高金利高格付債券マザーファンド受益証券・・・60%

好配当日本株マザーファンド受益証券・・・20%

Jリートマザーファンド2005受益証券・・・20%

実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

### ( 2 ) 【投資対象】

#### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

#### 有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された高金利高格付債券マザーファンド、好配当日本株マザーファンドおよびJリートマザーファンド2005（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の各受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. コマーシャル・ペーパー

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.の証券または証書の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、3.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

#### 金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

### その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

### <マザーファンドの概要>

#### 高金利高格付債券マザーファンド

##### (基本方針)

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

##### (運用方法)

###### 投資対象

世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

###### 投資態度

世界主要国のうち、信用力が高く、かつ、相対的に金利が高い国の公社債に投資することにより、利子収益の獲得を目指します。

投資対象候補国は、O E C D (経済協力開発機構) 加盟国の中から、国債の信用力がダブルAマイナス格相当 (自国通貨建て長期格付) 以上である国とします。

投資対象候補国を「アメリカ大陸」、「ヨーロッパ」、「アジア・オセアニア (日本を含む)」の3地域に分け、各地域から相対的に金利が高い国を原則として複数選定します。国別資産配分は、各国の信用力、金利水準および債券市場の規模等を勘案して決定します。

各国の国債を中心に、政府保証債、州政府債を含む地方債および各国通貨建ての国際機関債に投資します。

組入公社債の格付は、ダブルAマイナス格相当を下限とします。

組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

公社債の組入比率は高位 (通常の状態で信託財産の純資産総額の90%以上) を基本とします。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

##### (投資制限)

外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

#### 好配当日本株マザーファンド

##### (基本方針)

この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行います。

##### (運用方法)

###### 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

###### 投資態度

主として T O P I X 構成銘柄の中から、予想配当利回りが市場平均と比較して高いと判断される銘柄に投資し、高水準の配当収入と中長期的な株価上上がり益の獲得をめざして運用を行います。なお、T O P I X 構成銘柄以外の上場株式等に投資する場合があります。

銘柄選定にあたっては、予想配当利回りが原則として市場平均以上の銘柄から流動性等を勘案して調査対象銘柄を選定し、その中から財務の健全性や配当の実現性等を勘案して組入候補銘柄を決定します。

ポートフォリオの構築にあたっては、銘柄分散を意識し、適宜組入銘柄の入替えを行います。原則として株式の組入比率は高位を維持します。

株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。

なお、市場動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

##### (投資制限)

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は価格変動リスクを回避するため行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため行うことができます。

## Jリートマザーファンド2005

### (基本方針)

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

### (運用方法)

#### 投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券（不動産投資法人の投資証券もしくは新投資口予約権証券または不動産投資信託の受益証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

#### 投資態度

わが国の金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券への分散投資を行います。

銘柄選定は、定性的評価・定量的評価を経て行います。定性的評価においては、事業内容および財務内容等の分析を行います。定量的評価においては、キャッシュフロー、利回り、PBR等の分析を行います。

ポートフォリオの構築にあたっては、に掲げた銘柄評価の他、わが国の不動産投資信託市場の動向および個別銘柄の流動性等を勘案して行います。

不動産投資信託証券の組入比率は高位（通常の状態で信託財産の純資産総額の90%以上）を基本とします。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

### (投資制限)

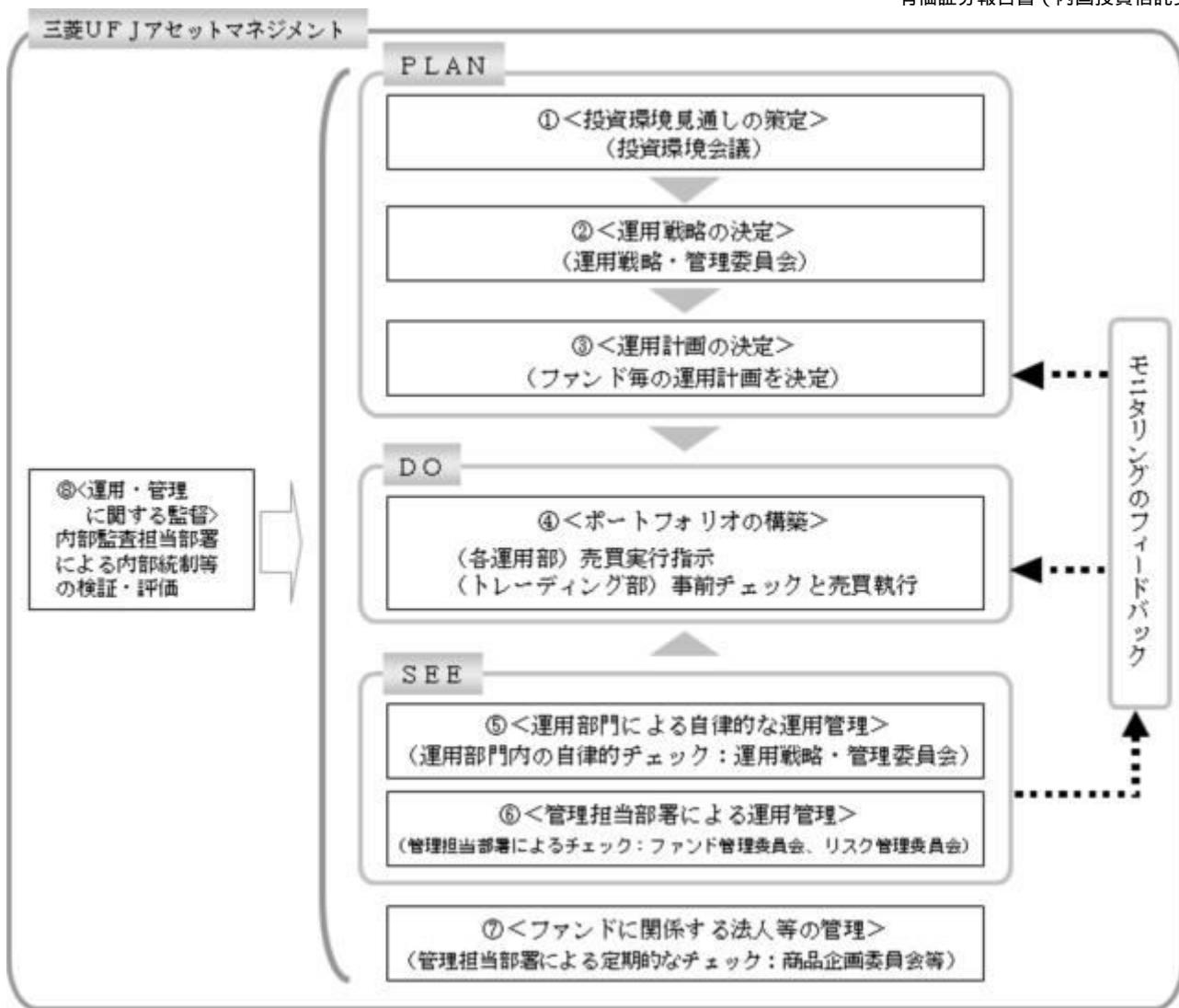
投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

株式への投資は行いません。

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）への投資は行いません。

## （3）【運用体制】



### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

### 運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

### 運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内の自律的牽制により運用改善を図ります。

### 管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署(40~60名程度)は、(a)運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b)リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a)についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b)についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

### ファンドに関する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

**運用・管理に関する監督**

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 [https://www.am.mufg.jp/investment\\_policy/fm.html](https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

#### （4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して委託会社が決定しますが、原則として配当等収益等により安定した分配を目指します。ただし、毎年3月・6月・9月・12月の決算時に売買益（評価益を含みます。）がある場合には、配当等収益に売買益（評価益を含みます。）等を加えた額から分配を行うことがあります。なお、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行います。

#### （5）【投資制限】

##### <信託約款に定められた投資制限>

###### 株式

- a . 委託会社は、親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。
- b . a .において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいいます。

###### 投資信託証券

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への投資は行いません。

###### 信用取引

信用取引の指図は行いません。

###### 外国為替予約取引

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

###### 公社債の借入れ

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行ふものとします。
- b . a . の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c . 信託財産の一部解約等の事由により、b . の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

###### 資金の借入れ

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b . 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c . 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

#### 信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### <その他法令等に定められた投資制限>

##### ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

### 3 【投資リスク】

#### ( 1 ) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

#### 価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動し、また、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債、不動産投資信託証券の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

保有不動産等の価値は、不動産市況、社会情勢等のマクロ的な要因の他、不動産の質や収益増減等の個別の要因によって変動しますが、災害等による保有不動産の滅失、劣化または毀損があった場合には、その影響を大きく受けすることがあります。なお、保有不動産等から得られる

収益は、賃料水準、稼働率、借入金利等の要因により変動します。

また、不動産投資信託証券は、株式と同様に上場市場で取引が行われ市場の需給を受けて価格が決定しますが、利回りに着目して取引される傾向もあるため、公社債と同様に、金利の影響を受けることがあります。よって、金利の上昇局面では、不動産投資信託証券に対する投資価値が相対的に低下し、不動産投資信託証券の市場価格が下落する場合があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債、不動産投資信託証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、また、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

#### 留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- 不動産投資信託証券および不動産投資信託証券が保有する不動産に係る法律、税制、会計などの制度変更が、不動産投資信託証券の価格や配当率に影響を及ぼすことがあります。不動産投資信託証券の投資口数が増加する場合、1口当たりの不動産投資信託証券の収益性が低下することがあります。

#### （2）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

##### コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

##### リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

#### 内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

\* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

## ■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

### 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケットベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数值及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指數値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ソウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(純合)のサブインデックスです。当該指標の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指標の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指標を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPMモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPMモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指標で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指標の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

申込価額（発行価格）×2.75%（税抜 2.5%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

#### （2）【換金（解約）手数料】

かかりません。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

#### （3）【信託報酬等】

- 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.21%（税抜1.1%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.54%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.5%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.06%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

ファンドは実質的に上場投資信託（リート）を投資対象としており、上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

#### （4）【その他の手数料等】

- 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- 信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

#### （5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償

還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

#### 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

#### 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

#### 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となつた場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

#### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2025年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

### (参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2024年11月6日～2025年5月7日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.23%	1.21%	0.02%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

\*当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 5 【運用状況】

### 【三菱UFJ 3資産分散ファンド(毎月決算型)】

#### (1) 【投資状況】

2025年 5月30日現在  
(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	3,267,153,813	99.81
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		6,313,280	0.19
純資産総額		3,273,467,093	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### (2) 【投資資産】

##### 【投資有価証券の主要銘柄】

###### a 評価額上位30銘柄

2025年 5月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	高金利高格付債券マザーファンド	1,010,438,102	1.9142	1,934,243,640	1.9194	1,939,434,892	59.25
日本	親投資信託受益証券	好配当日本株マザーファンド	188,979,888	3.4126	644,912,766	3.5573	672,258,155	20.54
日本	親投資信託受益証券	Jリートマザーファンド2005	214,174,868	3.0529	653,854,455	3.0604	655,460,766	20.02

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

###### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2025年 5月30日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.81
合計	99.81

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

**【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

**【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

**( 3 ) 【運用実績】**

**【純資産の推移】**

下記計算期間末日および2025年5月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

( 単位 : 円 )

		純資産総額		基準価額 ( 1万口当たりの純資産価額 )	
		( 分配落 )	( 分配付 )	( 分配落 )	( 分配付 )
第112計算期間末日	(2015年 6月 5日)	8,469,733,711	8,482,324,966	10,090	10,105
第113計算期間末日	(2015年 7月 6日)	8,076,596,591	8,089,015,420	9,755	9,770
第114計算期間末日	(2015年 8月 5日)	8,103,507,676	8,115,784,719	9,901	9,916
第115計算期間末日	(2015年 9月 7日)	7,274,659,128	7,286,741,291	9,031	9,046
第116計算期間末日	(2015年10月 5日)	7,379,106,741	7,390,981,667	9,321	9,336
第117計算期間末日	(2015年11月 5日)	7,246,543,580	7,257,987,998	9,498	9,513
第118計算期間末日	(2015年12月 7日)	7,175,939,910	7,187,094,680	9,650	9,665
第119計算期間末日	(2016年 1月 5日)	6,822,418,020	6,833,439,434	9,285	9,300
第120計算期間末日	(2016年 2月 5日)	6,714,702,348	6,725,607,923	9,236	9,251
第121計算期間末日	(2016年 3月 7日)	6,556,664,118	6,567,365,040	9,191	9,206
第122計算期間末日	(2016年 4月 5日)	6,344,839,764	6,355,328,228	9,074	9,089
第123計算期間末日	(2016年 5月 6日)	6,185,622,059	6,196,022,399	8,921	8,936
第124計算期間末日	(2016年 6月 6日)	6,129,303,727	6,139,630,453	8,903	8,918
第125計算期間末日	(2016年 7月 5日)	5,837,797,434	5,847,991,662	8,590	8,605
第126計算期間末日	(2016年 8月 5日)	5,728,881,904	5,738,981,408	8,509	8,524
第127計算期間末日	(2016年 9月 5日)	5,818,610,633	5,828,593,528	8,743	8,758
第128計算期間末日	(2016年10月 5日)	5,655,354,687	5,665,230,726	8,590	8,605
第129計算期間末日	(2016年11月 7日)	5,525,829,269	5,535,511,319	8,561	8,576
第130計算期間末日	(2016年12月 5日)	5,735,798,730	5,745,370,303	8,989	9,004
第131計算期間末日	(2017年 1月 5日)	5,773,900,753	5,783,271,957	9,242	9,257
第132計算期間末日	(2017年 2月 6日)	5,584,936,051	5,594,150,423	9,092	9,107
第133計算期間末日	(2017年 3月 6日)	5,533,321,394	5,542,441,905	9,100	9,115
第134計算期間末日	(2017年 4月 5日)	5,303,913,775	5,312,881,346	8,872	8,887
第135計算期間末日	(2017年 5月 8日)	5,320,630,626	5,329,480,805	9,018	9,033
第136計算期間末日	(2017年 6月 5日)	5,237,113,651	5,245,820,632	9,022	9,037
第137計算期間末日	(2017年 7月 5日)	5,248,256,756	5,256,880,703	9,129	9,144
第138計算期間末日	(2017年 8月 7日)	5,202,396,222	5,210,896,403	9,181	9,196
第139計算期間末日	(2017年 9月 5日)	5,058,475,833	5,066,852,025	9,059	9,074
第140計算期間末日	(2017年10月 5日)	5,088,835,326	5,097,101,769	9,234	9,249
第141計算期間末日	(2017年11月 6日)	5,011,416,011	5,019,487,454	9,313	9,328

第142計算期間末日	(2017年12月 5日)	4,918,569,830	4,926,513,795	9,287	9,302
第143計算期間末日	(2018年 1月 5日)	4,985,605,272	4,993,442,595	9,542	9,557
第144計算期間末日	(2018年 2月 5日)	4,908,447,528	4,916,257,347	9,427	9,442
第145計算期間末日	(2018年 3月 5日)	4,624,478,512	4,632,249,811	8,926	8,941
第146計算期間末日	(2018年 4月 5日)	4,669,863,221	4,677,566,730	9,093	9,108
第147計算期間末日	(2018年 5月 7日)	4,671,220,716	4,678,886,177	9,141	9,156
第148計算期間末日	(2018年 6月 5日)	4,640,782,296	4,648,347,624	9,201	9,216
第149計算期間末日	(2018年 7月 5日)	4,527,280,437	4,534,776,925	9,059	9,074
第150計算期間末日	(2018年 8月 6日)	4,548,094,146	4,555,566,303	9,130	9,145
第151計算期間末日	(2018年 9月 5日)	4,478,124,721	4,485,553,887	9,042	9,057
第152計算期間末日	(2018年10月 5日)	4,530,709,940	4,538,092,801	9,205	9,220
第153計算期間末日	(2018年11月 5日)	4,430,626,422	4,437,988,701	9,027	9,042
第154計算期間末日	(2018年12月 5日)	4,426,482,762	4,433,786,273	9,091	9,106
第155計算期間末日	(2019年 1月 7日)	4,239,881,484	4,247,167,608	8,729	8,744
第156計算期間末日	(2019年 2月 5日)	4,355,631,167	4,362,881,638	9,011	9,026
第157計算期間末日	(2019年 3月 5日)	4,371,407,574	4,378,613,747	9,099	9,114
第158計算期間末日	(2019年 4月 5日)	4,390,360,212	4,397,530,673	9,184	9,199
第159計算期間末日	(2019年 5月 7日)	4,298,883,885	4,306,014,019	9,044	9,059
第160計算期間末日	(2019年 6月 5日)	4,206,017,393	4,213,098,353	8,910	8,925
第161計算期間末日	(2019年 7月 5日)	4,190,782,045	4,197,658,594	9,141	9,156
第162計算期間末日	(2019年 8月 5日)	4,062,631,679	4,069,476,884	8,903	8,918
第163計算期間末日	(2019年 9月 5日)	4,121,515,047	4,128,350,353	9,045	9,060
第164計算期間末日	(2019年10月 7日)	4,164,818,376	4,171,632,314	9,168	9,183
第165計算期間末日	(2019年11月 5日)	4,249,485,795	4,256,261,518	9,407	9,422
第166計算期間末日	(2019年12月 5日)	4,221,716,394	4,228,455,603	9,397	9,412
第167計算期間末日	(2020年 1月 6日)	4,180,942,855	4,187,629,462	9,379	9,394
第168計算期間末日	(2020年 2月 5日)	4,186,462,581	4,193,130,163	9,418	9,433
第169計算期間末日	(2020年 3月 5日)	4,015,050,584	4,021,677,602	9,088	9,103
第170計算期間末日	(2020年 4月 6日)	3,573,463,502	3,580,081,260	8,100	8,115
第171計算期間末日	(2020年 5月 7日)	3,668,667,025	3,675,284,076	8,316	8,331
第172計算期間末日	(2020年 6月 5日)	3,957,257,946	3,963,847,086	9,009	9,024
第173計算期間末日	(2020年 7月 6日)	3,898,383,354	3,904,969,394	8,879	8,894
第174計算期間末日	(2020年 8月 5日)	3,914,341,569	3,920,900,863	8,951	8,966
第175計算期間末日	(2020年 9月 7日)	3,942,598,016	3,949,114,462	9,075	9,090
第176計算期間末日	(2020年10月 5日)	3,884,166,159	3,890,633,650	9,009	9,024
第177計算期間末日	(2020年11月 5日)	3,816,430,757	3,822,871,846	8,888	8,903
第178計算期間末日	(2020年12月 7日)	3,859,257,221	3,865,652,236	9,052	9,067
第179計算期間末日	(2021年 1月 5日)	3,891,268,540	3,897,607,045	9,209	9,224
第180計算期間末日	(2021年 2月 5日)	3,888,984,607	3,895,199,168	9,387	9,402
第181計算期間末日	(2021年 3月 5日)	3,887,278,100	3,893,433,420	9,473	9,488
第182計算期間末日	(2021年 4月 5日)	3,989,954,915	3,996,059,611	9,804	9,819
第183計算期間末日	(2021年 5月 6日)	3,949,840,844	3,955,867,029	9,832	9,847

第184計算期間末日	(2021年 6月 7日)	3,978,512,655	3,984,496,217	9,974	9,989
第185計算期間末日	(2021年 7月 5日)	3,971,112,157	3,977,075,738	9,988	10,003
第186計算期間末日	(2021年 8月 5日)	3,912,628,021	3,918,553,899	9,904	9,919
第187計算期間末日	(2021年 9月 6日)	3,903,435,674	3,909,317,515	9,955	9,970
第188計算期間末日	(2021年10月 5日)	3,775,073,949	3,780,911,548	9,700	9,715
第189計算期間末日	(2021年11月 5日)	3,831,812,913	3,837,607,943	9,918	9,933
第190計算期間末日	(2021年12月 6日)	3,674,846,329	3,680,607,621	9,568	9,583
第191計算期間末日	(2022年 1月 5日)	3,755,417,367	3,761,127,504	9,865	9,880
第192計算期間末日	(2022年 2月 7日)	3,602,929,579	3,608,617,299	9,502	9,517
第193計算期間末日	(2022年 3月 7日)	3,554,356,278	3,560,031,889	9,394	9,409
第194計算期間末日	(2022年 4月 5日)	3,739,078,309	3,744,742,745	9,901	9,916
第195計算期間末日	(2022年 5月 6日)	3,673,264,423	3,678,909,559	9,760	9,775
第196計算期間末日	(2022年 6月 6日)	3,684,423,452	3,690,045,300	9,831	9,846
第197計算期間末日	(2022年 7月 5日)	3,646,662,810	3,652,265,737	9,763	9,778
第198計算期間末日	(2022年 8月 5日)	3,665,145,189	3,670,729,473	9,845	9,860
第199計算期間末日	(2022年 9月 5日)	3,615,054,621	3,620,620,201	9,743	9,758
第200計算期間末日	(2022年10月 5日)	3,546,723,970	3,552,281,755	9,572	9,587
第201計算期間末日	(2022年11月 7日)	3,577,908,534	3,583,463,196	9,662	9,677
第202計算期間末日	(2022年12月 5日)	3,540,272,929	3,545,792,467	9,621	9,636
第203計算期間末日	(2023年 1月 5日)	3,396,403,668	3,401,901,515	9,267	9,282
第204計算期間末日	(2023年 2月 6日)	3,456,860,461	3,462,331,781	9,477	9,492
第205計算期間末日	(2023年 3月 6日)	3,417,528,056	3,422,969,318	9,421	9,436
第206計算期間末日	(2023年 4月 5日)	3,415,722,037	3,421,150,968	9,438	9,453
第207計算期間末日	(2023年 5月 8日)	3,465,087,012	3,470,472,744	9,651	9,666
第208計算期間末日	(2023年 6月 5日)	3,440,218,595	3,445,528,636	9,718	9,733
第209計算期間末日	(2023年 7月 5日)	3,534,577,705	3,539,852,044	10,052	10,067
第210計算期間末日	(2023年 8月 7日)	3,463,319,571	3,468,572,724	9,889	9,904
第211計算期間末日	(2023年 9月 5日)	3,532,256,540	3,537,486,081	10,132	10,147
第212計算期間末日	(2023年10月 5日)	3,407,723,173	3,412,926,692	9,823	9,838
第213計算期間末日	(2023年11月 6日)	3,475,618,896	3,480,772,597	10,116	10,131
第214計算期間末日	(2023年12月 5日)	3,473,106,999	3,490,228,743	10,142	10,192
第215計算期間末日	(2024年 1月 5日)	3,527,933,071	3,533,059,059	10,324	10,339
第216計算期間末日	(2024年 2月 5日)	3,543,795,500	3,548,889,836	10,435	10,450
第217計算期間末日	(2024年 3月 5日)	3,503,459,988	3,577,892,939	10,355	10,575
第218計算期間末日	(2024年 4月 5日)	3,547,328,352	3,552,398,801	10,494	10,509
第219計算期間末日	(2024年 5月 7日)	3,602,702,295	3,607,766,024	10,672	10,687
第220計算期間末日	(2024年 6月 5日)	3,504,127,510	3,610,168,400	10,409	10,724
第221計算期間末日	(2024年 7月 5日)	3,619,837,149	3,624,917,935	10,687	10,702
第222計算期間末日	(2024年 8月 5日)	3,209,314,334	3,214,370,777	9,520	9,535
第223計算期間末日	(2024年 9月 5日)	3,398,223,581	3,403,279,639	10,082	10,097
第224計算期間末日	(2024年10月 7日)	3,440,287,639	3,445,325,391	10,244	10,259
第225計算期間末日	(2024年11月 5日)	3,375,827,764	3,380,848,237	10,086	10,101

第226計算期間末日	(2024年12月 5日)	3,335,962,458	3,340,956,194	10,020	10,035
第227計算期間末日	(2025年 1月 6日)	3,362,174,941	3,367,152,211	10,133	10,148
第228計算期間末日	(2025年 2月 5日)	3,324,545,845	3,329,516,824	10,032	10,047
第229計算期間末日	(2025年 3月 5日)	3,275,901,210	3,280,830,551	9,969	9,984
第230計算期間末日	(2025年 4月 7日)	3,106,347,099	3,111,256,567	9,491	9,506
第231計算期間末日	(2025年 5月 7日)	3,257,193,723	3,262,085,347	9,988	10,003
	2024年 5月末日	3,614,976,671		10,732	
	6月末日	3,606,054,314		10,645	
	7月末日	3,471,335,056		10,292	
	8月末日	3,436,980,599		10,200	
	9月末日	3,404,328,992		10,136	
	10月末日	3,411,280,910		10,186	
	11月末日	3,341,073,213		10,036	
	12月末日	3,372,038,501		10,162	
	2025年 1月末日	3,335,897,649		10,066	
	2月末日	3,276,237,259		9,913	
	3月末日	3,283,046,898		10,019	
	4月末日	3,241,218,411		9,939	
	5月末日	3,273,467,093		10,087	

#### 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第112計算期間	15円
第113計算期間	15円
第114計算期間	15円
第115計算期間	15円
第116計算期間	15円
第117計算期間	15円
第118計算期間	15円
第119計算期間	15円
第120計算期間	15円
第121計算期間	15円
第122計算期間	15円
第123計算期間	15円
第124計算期間	15円
第125計算期間	15円
第126計算期間	15円
第127計算期間	15円
第128計算期間	15円
第129計算期間	15円
第130計算期間	15円
第131計算期間	15円

第132計算期間	15円
第133計算期間	15円
第134計算期間	15円
第135計算期間	15円
第136計算期間	15円
第137計算期間	15円
第138計算期間	15円
第139計算期間	15円
第140計算期間	15円
第141計算期間	15円
第142計算期間	15円
第143計算期間	15円
第144計算期間	15円
第145計算期間	15円
第146計算期間	15円
第147計算期間	15円
第148計算期間	15円
第149計算期間	15円
第150計算期間	15円
第151計算期間	15円
第152計算期間	15円
第153計算期間	15円
第154計算期間	15円
第155計算期間	15円
第156計算期間	15円
第157計算期間	15円
第158計算期間	15円
第159計算期間	15円
第160計算期間	15円
第161計算期間	15円
第162計算期間	15円
第163計算期間	15円
第164計算期間	15円
第165計算期間	15円
第166計算期間	15円
第167計算期間	15円
第168計算期間	15円
第169計算期間	15円
第170計算期間	15円
第171計算期間	15円
第172計算期間	15円
第173計算期間	15円

第174計算期間	15円
第175計算期間	15円
第176計算期間	15円
第177計算期間	15円
第178計算期間	15円
第179計算期間	15円
第180計算期間	15円
第181計算期間	15円
第182計算期間	15円
第183計算期間	15円
第184計算期間	15円
第185計算期間	15円
第186計算期間	15円
第187計算期間	15円
第188計算期間	15円
第189計算期間	15円
第190計算期間	15円
第191計算期間	15円
第192計算期間	15円
第193計算期間	15円
第194計算期間	15円
第195計算期間	15円
第196計算期間	15円
第197計算期間	15円
第198計算期間	15円
第199計算期間	15円
第200計算期間	15円
第201計算期間	15円
第202計算期間	15円
第203計算期間	15円
第204計算期間	15円
第205計算期間	15円
第206計算期間	15円
第207計算期間	15円
第208計算期間	15円
第209計算期間	15円
第210計算期間	15円
第211計算期間	15円
第212計算期間	15円
第213計算期間	15円
第214計算期間	50円
第215計算期間	15円

第216計算期間	15円
第217計算期間	220円
第218計算期間	15円
第219計算期間	15円
第220計算期間	315円
第221計算期間	15円
第222計算期間	15円
第223計算期間	15円
第224計算期間	15円
第225計算期間	15円
第226計算期間	15円
第227計算期間	15円
第228計算期間	15円
第229計算期間	15円
第230計算期間	15円
第231計算期間	15円

#### 【収益率の推移】

	収益率(%)
第112計算期間	2.14
第113計算期間	3.17
第114計算期間	1.65
第115計算期間	8.63
第116計算期間	3.37
第117計算期間	2.05
第118計算期間	1.75
第119計算期間	3.62
第120計算期間	0.36
第121計算期間	0.32
第122計算期間	1.10
第123計算期間	1.52
第124計算期間	0.03
第125計算期間	3.34
第126計算期間	0.76
第127計算期間	2.92
第128計算期間	1.57
第129計算期間	0.16
第130計算期間	5.17
第131計算期間	2.98
第132計算期間	1.46
第133計算期間	0.25
第134計算期間	2.34

第135計算期間	1.81
第136計算期間	0.21
第137計算期間	1.35
第138計算期間	0.73
第139計算期間	1.16
第140計算期間	2.09
第141計算期間	1.01
第142計算期間	0.11
第143計算期間	2.90
第144計算期間	1.04
第145計算期間	5.15
第146計算期間	2.03
第147計算期間	0.69
第148計算期間	0.82
第149計算期間	1.38
第150計算期間	0.94
第151計算期間	0.79
第152計算期間	1.96
第153計算期間	1.77
第154計算期間	0.87
第155計算期間	3.81
第156計算期間	3.40
第157計算期間	1.14
第158計算期間	1.09
第159計算期間	1.36
第160計算期間	1.31
第161計算期間	2.76
第162計算期間	2.43
第163計算期間	1.76
第164計算期間	1.52
第165計算期間	2.77
第166計算期間	0.05
第167計算期間	0.03
第168計算期間	0.57
第169計算期間	3.34
第170計算期間	10.70
第171計算期間	2.85
第172計算期間	8.51
第173計算期間	1.27
第174計算期間	0.97
第175計算期間	1.55
第176計算期間	0.56

第177計算期間	1.17
第178計算期間	2.01
第179計算期間	1.90
第180計算期間	2.09
第181計算期間	1.07
第182計算期間	3.65
第183計算期間	0.43
第184計算期間	1.59
第185計算期間	0.29
第186計算期間	0.69
第187計算期間	0.66
第188計算期間	2.41
第189計算期間	2.40
第190計算期間	3.37
第191計算期間	3.26
第192計算期間	3.52
第193計算期間	0.97
第194計算期間	5.55
第195計算期間	1.27
第196計算期間	0.88
第197計算期間	0.53
第198計算期間	0.99
第199計算期間	0.88
第200計算期間	1.60
第201計算期間	1.09
第202計算期間	0.26
第203計算期間	3.52
第204計算期間	2.42
第205計算期間	0.43
第206計算期間	0.33
第207計算期間	2.41
第208計算期間	0.84
第209計算期間	3.59
第210計算期間	1.47
第211計算期間	2.60
第212計算期間	2.90
第213計算期間	3.13
第214計算期間	0.75
第215計算期間	1.94
第216計算期間	1.22
第217計算期間	1.34
第218計算期間	1.48

第219計算期間	1.83
第220計算期間	0.48
第221計算期間	2.81
第222計算期間	10.77
第223計算期間	6.06
第224計算期間	1.75
第225計算期間	1.39
第226計算期間	0.50
第227計算期間	1.27
第228計算期間	0.84
第229計算期間	0.47
第230計算期間	4.64
第231計算期間	5.39

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第112計算期間	2,249,016	228,524,514	8,394,170,081
第113計算期間	2,273,629	117,223,715	8,279,219,995
第114計算期間	7,188,077	101,712,095	8,184,695,977
第115計算期間	2,153,624	132,073,648	8,054,775,953
第116計算期間	2,325,116	140,483,257	7,916,617,812
第117計算期間	4,238,820	291,244,103	7,629,612,529
第118計算期間	2,158,480	195,257,393	7,436,513,616
第119計算期間	2,074,474	90,978,584	7,347,609,506
第120計算期間	2,138,582	79,364,503	7,270,383,585
第121計算期間	2,126,349	138,561,849	7,133,948,085
第122計算期間	2,133,119	143,771,263	6,992,309,941
第123計算期間	2,129,356	60,879,195	6,933,560,102
第124計算期間	2,144,615	51,220,285	6,884,484,432
第125計算期間	2,160,416	90,492,251	6,796,152,597
第126計算期間	2,727,368	65,877,189	6,733,002,776
第127計算期間	2,174,624	79,913,798	6,655,263,602
第128計算期間	2,113,534	73,350,829	6,584,026,307
第129計算期間	2,147,053	131,473,163	6,454,700,197
第130計算期間	2,106,167	75,757,226	6,381,049,138
第131計算期間	1,970,216	135,549,954	6,247,469,400
第132計算期間	1,930,807	106,485,338	6,142,914,869
第133計算期間	2,103,694	64,677,584	6,080,340,979
第134計算期間	4,124,217	106,084,450	5,978,380,746
第135計算期間	1,912,840	80,174,110	5,900,119,476
第136計算期間	1,875,367	97,340,688	5,804,654,155

第137計算期間	1,852,947	57,208,979	5,749,298,123
第138計算期間	1,821,797	84,331,925	5,666,787,995
第139計算期間	1,750,003	84,409,332	5,584,128,666
第140計算期間	1,763,579	74,930,179	5,510,962,066
第141計算期間	1,705,206	131,705,269	5,380,962,003
第142計算期間	1,631,741	86,617,014	5,295,976,730
第143計算期間	2,165,306	73,259,481	5,224,882,555
第144計算期間	10,794,181	29,130,486	5,206,546,250
第145計算期間	1,570,758	27,250,369	5,180,866,639
第146計算期間	1,659,729	46,853,674	5,135,672,694
第147計算期間	1,637,156	27,002,052	5,110,307,798
第148計算期間	1,628,888	68,384,436	5,043,552,250
第149計算期間	4,271,672	50,165,177	4,997,658,745
第150計算期間	1,646,667	17,867,364	4,981,438,048
第151計算期間	1,590,849	30,250,931	4,952,777,966
第152計算期間	1,713,963	32,583,941	4,921,907,988
第153計算期間	1,574,164	15,296,126	4,908,186,026
第154計算期間	1,620,538	40,799,024	4,869,007,540
第155計算期間	1,586,965	13,178,149	4,857,416,356
第156計算期間	1,647,606	25,416,493	4,833,647,469
第157計算期間	1,582,877	31,114,580	4,804,115,766
第158計算期間	1,559,980	25,367,840	4,780,307,906
第159計算期間	1,543,281	28,428,199	4,753,422,988
第160計算期間	1,576,772	34,359,294	4,720,640,466
第161計算期間	1,546,025	137,819,906	4,584,366,585
第162計算期間	1,500,539	22,396,568	4,563,470,556
第163計算期間	1,583,120	8,182,580	4,556,871,096
第164計算期間	1,539,886	15,785,150	4,542,625,832
第165計算期間	1,500,777	26,977,432	4,517,149,177
第166計算期間	1,447,067	25,789,865	4,492,806,379
第167計算期間	1,450,397	36,518,147	4,457,738,629
第168計算期間	1,971,954	14,655,320	4,445,055,263
第169計算期間	1,459,518	28,502,441	4,418,012,340
第170計算期間	1,620,029	7,793,227	4,411,839,142
第171計算期間	1,686,999	2,158,321	4,411,367,820
第172計算期間	1,730,238	20,337,909	4,392,760,149
第173計算期間	2,089,324	4,155,979	4,390,693,494
第174計算期間	1,591,015	19,421,447	4,372,863,062
第175計算期間	1,540,882	30,106,212	4,344,297,732
第176計算期間	1,499,235	34,135,662	4,311,661,305
第177計算期間	1,550,339	19,152,177	4,294,059,467
第178計算期間	1,544,841	32,260,827	4,263,343,481

第179計算期間	1,553,849	39,227,236	4,225,670,094
第180計算期間	1,477,554	84,106,947	4,143,040,701
第181計算期間	1,436,046	40,929,481	4,103,547,266
第182計算期間	1,419,953	35,169,535	4,069,797,684
第183計算期間	1,377,544	53,718,111	4,017,457,117
第184計算期間	1,482,277	29,897,956	3,989,041,438
第185計算期間	1,361,129	14,681,671	3,975,720,896
第186計算期間	1,357,802	26,492,967	3,950,585,731
第187計算期間	1,595,194	30,953,365	3,921,227,560
第188計算期間	1,536,897	31,031,472	3,891,732,985
第189計算期間	1,386,676	29,766,009	3,863,353,652
第190計算期間	1,333,584	23,825,448	3,840,861,788
第191計算期間	1,371,913	35,475,607	3,806,758,094
第192計算期間	1,354,524	16,298,995	3,791,813,623
第193計算期間	1,400,570	9,473,189	3,783,741,004
第194計算期間	1,402,058	8,852,328	3,776,290,734
第195計算期間	1,343,774	14,210,223	3,763,424,285
第196計算期間	1,795,755	17,320,871	3,747,899,169
第197計算期間	1,860,446	14,474,511	3,735,285,104
第198計算期間	1,366,336	13,794,924	3,722,856,516
第199計算期間	1,373,829	13,843,314	3,710,387,031
第200計算期間	1,449,401	6,645,854	3,705,190,578
第201計算期間	1,437,511	3,519,490	3,703,108,599
第202計算期間	1,404,155	24,820,333	3,679,692,421
第203計算期間	2,456,655	16,917,528	3,665,231,548
第204計算期間	1,417,983	19,102,286	3,647,547,245
第205計算期間	1,370,657	21,409,616	3,627,508,286
第206計算期間	1,386,909	9,607,834	3,619,287,361
第207計算期間	1,391,443	30,190,174	3,590,488,630
第208計算期間	1,371,207	51,832,438	3,540,027,399
第209計算期間	1,371,480	25,172,323	3,516,226,556
第210計算期間	1,300,252	15,424,470	3,502,102,338
第211計算期間	1,320,715	17,062,374	3,486,360,679
第212計算期間	1,277,838	18,625,591	3,469,012,926
第213計算期間	1,793,926	35,005,885	3,435,800,967
第214計算期間	2,259,278	13,711,323	3,424,348,922
第215計算期間	5,788,434	12,811,379	3,417,325,977
第216計算期間	2,176,650	23,278,431	3,396,224,196
第217計算期間	1,191,927	14,100,156	3,383,315,967
第218計算期間	18,025,787	21,042,112	3,380,299,642
第219計算期間	2,278,659	6,758,729	3,375,819,572
第220計算期間	2,153,143	11,595,224	3,366,377,491

第221計算期間	27,609,401	6,796,095	3,387,190,797
第222計算期間	1,253,267	17,481,743	3,370,962,321
第223計算期間	2,501,596	2,758,267	3,370,705,650
第224計算期間	1,278,481	13,482,751	3,358,501,380
第225計算期間	1,229,345	12,748,410	3,346,982,315
第226計算期間	1,252,613	19,077,142	3,329,157,786
第227計算期間	1,271,191	12,248,528	3,318,180,449
第228計算期間	1,748,588	5,942,900	3,313,986,137
第229計算期間	1,251,220	29,009,727	3,286,227,630
第230計算期間	1,263,893	14,512,771	3,272,978,752
第231計算期間	2,304,297	14,200,190	3,261,082,859

(参考)

### 高金利高格付債券マザーファンド

#### 投資状況

2025年 5月30日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
国債証券	イギリス	376,554,531	19.42
	ニュージーランド	373,701,400	19.27
	アメリカ	314,569,497	16.22
	オーストラリア	291,743,697	15.04
	ノルウェー	245,367,025	12.65
	カナダ	235,997,699	12.17
小計		1,837,933,849	94.77
特殊債券	オーストラリア	31,066,885	1.60
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		70,399,812	3.63
純資産総額		1,939,400,546	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### 投資資産

##### 投資有価証券の主要銘柄

###### a 評価額上位30銘柄

2025年 5月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
イギリス	国債証券	4.25 GILT 461207	750,000	17,721.21	132,909,111	16,733.14	125,498,580	4.250000	2046/12/7	6.47
ニュージーランド	国債証券	3 NZ GOVT 290420	1,200,000	8,257.87	99,094,530	8,343.11	100,117,420	3.000000	2029/4/20	5.16
カナダ	国債証券	0.5 CAN GOVT 301201	950,000	8,919.59	84,736,152	9,145.61	86,883,343	0.500000	2030/12/1	4.48
オーストラリア	国債証券	2.5 AUST GOVT 300521	700,000	8,483.38	59,383,682	8,775.01	61,425,071	2.500000	2030/5/21	3.17

ノルウェー	国債証券	3.625 NORWE GOVT 340413	4,450,000	1,397.56	62,191,751	1,378.74	61,354,331	3.625000	2034/4/13	3.16
ノルウェー	国債証券	2.125 NORWE GOVT 320518	4,700,000	1,266.69	59,534,483	1,266.00	59,502,047	2.125000	2032/5/18	3.07
ニュージーランド	国債証券	1.5 NZ GOVT 310515	800,000	7,268.46	58,147,735	7,385.93	59,087,450	1.500000	2031/5/15	3.05
アメリカ	国債証券	3.25 T-NOTE 270630	400,000	14,071.72	56,286,889	14,194.23	56,776,946	3.250000	2027/6/30	2.93
ニュージーランド	国債証券	4.25 NZ GOVT 340515	620,000	8,479.95	52,575,714	8,404.38	52,107,168	4.250000	2034/5/15	2.69
イギリス	国債証券	0.5 GILT 290131	300,000	16,672.21	50,016,646	17,161.55	51,484,677	0.500000	2029/1/31	2.65
アメリカ	国債証券	0.5 T-NOTE 270430	380,000	13,160.17	50,008,650	13,476.85	51,212,043	0.500000	2027/4/30	2.64
オーストラリア	国債証券	4.75 AUST GOVT 270421	520,000	9,409.09	48,927,271	9,488.52	49,340,326	4.750000	2027/4/21	2.54
ニュージーランド	国債証券	1.75 NZ GOVT 410515	800,000	5,552.64	44,421,138	5,471.11	43,768,930	1.750000	2041/5/15	2.26
オーストラリア	国債証券	1.5 AUST GOVT 310621	530,000	7,764.49	41,151,847	8,093.34	42,894,721	1.500000	2031/6/21	2.21
アメリカ	国債証券	1.25 T-NOTE 280630	300,000	12,981.17	38,943,529	13,281.84	39,845,526	1.250000	2028/6/30	2.05
カナダ	国債証券	4 CAN GOVT 410601	350,000	11,384.68	39,846,403	11,206.74	39,223,609	4.000000	2041/6/1	2.02
ノルウェー	国債証券	1.75 NORWE GOVT 290906	3,000,000	1,291.68	38,750,568	1,306.11	39,183,480	1.750000	2029/9/6	2.02
イギリス	国債証券	4.25 GILT 320607	200,000	19,367.68	38,735,365	19,373.83	38,747,666	4.250000	2032/6/7	2.00
イギリス	国債証券	4.25 GILT 340731	200,000	19,419.18	38,838,365	18,918.72	37,837,459	4.250000	2034/7/31	1.95
アメリカ	国債証券	1.125 T-NOTE 310215	300,000	11,990.10	35,970,310	12,262.10	36,786,322	1.125000	2031/2/15	1.90
ニュージーランド	国債証券	2.75 NZ GOVT 370415	490,000	7,013.36	34,365,466	6,984.08	34,222,033	2.750000	2037/4/15	1.76
ニュージーランド	国債証券	4.5 NZ GOVT 270415	380,000	8,736.65	33,199,300	8,757.10	33,276,993	4.500000	2027/4/15	1.72
イギリス	国債証券	6 GILT 281207	160,000	20,703.45	33,125,524	20,784.83	33,255,740	6.000000	2028/12/7	1.71
オーストラリア	特殊債券	6.5 QUEENSLAND 330314	300,000	10,188.15	30,564,453	10,355.62	31,066,885	6.500000	2033/3/14	1.60
カナダ	国債証券	1 CAN GOVT 260901	300,000	10,032.28	30,096,857	10,207.11	30,621,347	1.000000	2026/9/1	1.58
オーストラリア	国債証券	4.5 AUST GOVT 330421	300,000	9,274.20	27,822,604	9,493.70	28,481,126	4.500000	2033/4/21	1.47
アメリカ	国債証券	3.875 T-NOTE 330815	200,000	13,956.79	27,913,590	13,956.79	27,913,590	3.875000	2033/8/15	1.44
オーストラリア	国債証券	2.75 AUST GOVT 281121	300,000	8,807.32	26,421,962	9,039.51	27,118,534	2.750000	2028/11/21	1.40
ノルウェー	国債証券	3 NORWE GOVT 330815	2,000,000	1,334.90	26,698,101	1,324.92	26,498,407	3.000000	2033/8/15	1.37
ノルウェー	国債証券	1.375 NORWE GOVT 300819	2,100,000	1,244.07	26,125,585	1,255.72	26,370,124	1.375000	2030/8/19	1.36

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2025年 5月30日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	94.77
特殊債券	1.60
合計	96.37

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なものの概要

該当事項はありません。

### 好配当日本株マザーファンド

#### 投資状況

2025年 5月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率 (%)
株式	日本	648,020,010	96.39
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		24,238,582	3.61
純資産総額		672,258,592	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### 投資資産

##### 投資有価証券の主要銘柄

###### a 評価額上位 30 銘柄

2025年 5月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	日本M&Aセンターホールディングス	サービス業	22,900	645.60	14,784,240	711.10	16,284,190	2.42
日本	株式	アイシン	輸送用機器	8,700	1,720.14	14,965,218	1,843.00	16,034,100	2.39
日本	株式	日本郵船	海運業	2,900	4,949.91	14,354,739	5,271.00	15,285,900	2.27
日本	株式	大林組	建設業	6,700	2,079.03	13,929,501	2,180.50	14,609,350	2.17
日本	株式	マネックスグループ	証券、商品先物取引業	19,500	973.18	18,977,010	734.00	14,313,000	2.13
日本	株式	東京センチュリー	その他金融業	9,200	1,543.80	14,202,960	1,533.00	14,103,600	2.10
日本	株式	TOYO TIRE	ゴム製品	4,700	2,440.11	11,468,517	2,997.00	14,085,900	2.10
日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	2,200	5,343.58	11,755,896	6,215.00	13,673,000	2.03
日本	株式	SOMP Oホールディングス	保険業	3,100	3,382.57	10,485,967	4,387.00	13,599,700	2.02
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3,600	3,260.68	11,738,448	3,700.00	13,320,000	1.98
日本	株式	三井住友トラストグループ	銀行業	3,000	3,385.62	10,156,860	3,923.00	11,769,000	1.75
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,900	3,283.57	9,522,359	4,002.00	11,605,800	1.73
日本	株式	M S & A Dインシュアランスグループホール	保険業	3,300	3,381.10	11,157,630	3,456.00	11,404,800	1.70
日本	株式	アマノ	機械	2,500	3,982.10	9,955,261	4,263.00	10,657,500	1.59
日本	株式	科研製薬	医薬品	2,700	4,074.10	11,000,090	3,844.00	10,378,800	1.54
日本	株式	しづおかフィナンシャルグループ	銀行業	5,900	1,585.48	9,354,332	1,690.50	9,973,950	1.48
日本	株式	セブン銀行	銀行業	35,800	321.90	11,524,020	276.90	9,913,020	1.47
日本	株式	西日本フィナンシャルホールディングス	銀行業	4,500	2,050.44	9,226,980	2,152.00	9,684,000	1.44
日本	株式	ダイダン	建設業	2,300	3,682.71	8,470,238	4,195.00	9,648,500	1.44

日本	株式	豊田合成	輸送用機器	3,400	2,681.06	9,115,604	2,806.00	9,540,400	1.42
日本	株式	南都銀行	銀行業	2,300	3,083.65	7,092,405	4,090.00	9,407,000	1.40
日本	株式	ひろぎんホールディングス	銀行業	7,400	1,126.28	8,334,472	1,249.50	9,246,300	1.38
日本	株式	ライト工業	建設業	3,200	2,302.24	7,367,168	2,885.00	9,232,000	1.37
日本	株式	あい ホールディングス	卸売業	3,800	2,252.08	8,557,904	2,302.00	8,747,600	1.30
日本	株式	日本曹達	化学	2,900	2,817.35	8,170,315	2,960.00	8,584,000	1.28
日本	株式	雪印メグミルク	食料品	3,000	2,595.79	7,787,370	2,819.00	8,457,000	1.26
日本	株式	ミライト・ワン	建設業	3,300	2,243.99	7,405,167	2,553.00	8,424,900	1.25
日本	株式	東ソー	化学	3,900	2,057.98	8,026,140	2,138.50	8,340,150	1.24
日本	株式	日本電気硝子	ガラス・土石製品	2,400	3,540.30	8,496,735	3,462.00	8,308,800	1.24
日本	株式	サカタインクス	化学	4,300	1,882.34	8,094,062	1,928.00	8,290,400	1.23

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2025年 5月30日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式	鉱業	0.78
	建設業	10.10
	食料品	1.69
	化学	8.48
	医薬品	1.54
	ゴム製品	4.34
	ガラス・土石製品	1.49
	鉄鋼	2.00
	金属製品	1.08
	機械	7.04
	電気機器	2.85
	輸送用機器	6.89
	その他製品	1.76
	電気・ガス業	0.42
	陸運業	0.94
	海運業	2.27
	情報・通信業	0.98
	卸売業	8.40
	小売業	1.18
	銀行業	15.98
	証券、商品先物取引業	2.13
	保険業	4.93
	その他金融業	2.10
	不動産業	0.48
	サービス業	6.56
小計		96.39
合計		96.39

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

### 投資不動産物件

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### リートマザーファンド2005

#### 投資状況

2025年 5月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率(%)
投資証券	日本	642,744,000	98.06
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		12,725,221	1.94
純資産総額		655,469,221	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

##### a 評価額上位30銘柄

2025年 5月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	440	132,664.94	58,372,576	131,600	57,904,000	8.83
日本	投資証券	ジャパンリアルエスティート投資法人	405	112,366.92	45,508,602	117,000	47,385,000	7.23
日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	450	92,000	41,400,000	98,600	44,370,000	6.77
日本	投資証券	KDX不動産投資法人	210	147,074.26	30,885,596	151,700	31,857,000	4.86
日本	投資証券	G LP投資法人	250	132,351.51	33,087,878	127,100	31,775,000	4.85
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	130	232,833.96	30,268,414	239,900	31,187,000	4.76
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	170	159,656.5	27,141,605	179,000	30,430,000	4.64
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	170	137,963.42	23,453,781	151,200	25,704,000	3.92
日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	330	81,545.39	26,909,980	77,000	25,410,000	3.88
日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	400	62,648.78	25,059,515	61,300	24,520,000	3.74
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	150	141,431.31	21,214,696	144,700	21,705,000	3.31
日本	投資証券	スターアジア不動産投資法人	360	52,836.28	19,021,063	56,300	20,268,000	3.09
日本	投資証券	ジャパンエクセレント投資法人	150	118,565.72	17,784,858	130,800	19,620,000	2.99
日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	200	72,000	14,400,000	77,100	15,420,000	2.35
日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	50	305,000	15,250,000	301,500	15,075,000	2.30
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	200	69,275.35	13,855,071	74,700	14,940,000	2.28
日本	投資証券	NTT都市開発リート投資法人	110	118,343.12	13,017,744	131,300	14,443,000	2.20
日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	50	281,161.58	14,058,079	283,500	14,175,000	2.16
日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	130	100,800	13,104,000	101,600	13,208,000	2.02
日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人	90	144,176.11	12,975,849	134,300	12,087,000	1.84

日本	投資証券	星野リゾート・リート投資法人	50	228,307.6	11,415,380	237,200	11,860,000	1.81
日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	80	151,000	12,080,000	148,100	11,848,000	1.81
日本	投資証券	福岡リート投資法人	70	161,054.94	11,273,846	164,300	11,501,000	1.75
日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	30	334,000	10,020,000	359,500	10,785,000	1.65
日本	投資証券	産業ファンド投資法人	90	113,700	10,233,000	118,000	10,620,000	1.62
日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人	120	80,211.15	9,625,338	82,400	9,888,000	1.51
日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	75	126,527.54	9,489,565	130,600	9,795,000	1.49
日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	85	117,200	9,962,000	114,900	9,766,500	1.49
日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	90	91,066.66	8,196,000	91,600	8,244,000	1.26
日本	投資証券	サンケイリアルエステート投資法人	80	84,809.17	6,784,734	88,400	7,072,000	1.08

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2025年 5月30日現在

種類	投資比率(%)
投資証券	98.06
合計	98.06

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

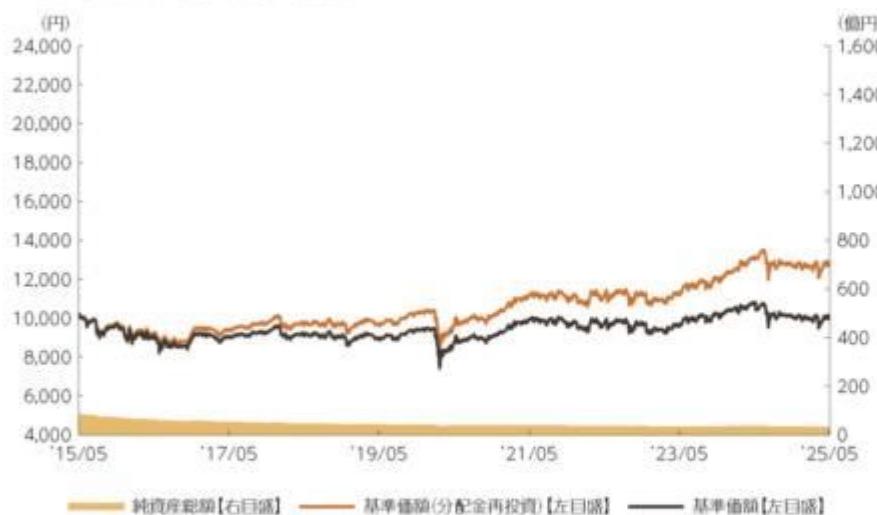
#### 参考情報



## 運用実績

2025年5月30日現在

### ■基準価額・純資産の推移 2015年5月29日～2025年5月30日



### ■基準価額・純資産

基準価額	10,087円
純資産総額	32.7億円

・純資産総額は表示枠未満切捨て

### ■分配の推移

2025年 5月	15円
2025年 4月	15円
2025年 3月	15円
2025年 2月	15円
2025年 1月	15円
2024年 12月	15円
直近1年間累計	480円
設定来累計	6,060円

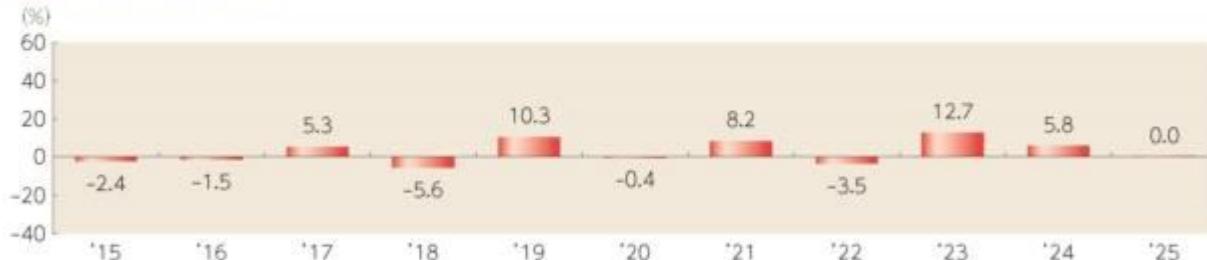
・分配金は1万口当たり、税引前

### ■主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種／種別	国・地域	比率
国内株式	19.8%	1 円	41.9%	日本M&Aセンターホールディングス	株式	サービス業	日本	0.5%
国内リート	19.6%	2 イギリスポンド	11.7%	アイシン	株式	輸送用機器	日本	0.5%
外国債券	57.1%	3 ニュージーランドドル	11.7%	日本郵船	株式	海運業	日本	0.5%
		4 オーストラリアドル	10.0%	大林組	株式	建設業	日本	0.4%
		5 アメリカドル	9.7%	4.25 GILT 461207	債券	国債	イギリス	3.8%
		6 ノルウェークローネ	7.7%	3 NZ GOVT 290420	債券	国債	ニュージーランド	3.1%
		7 カナダドル	7.3%	0.5 CAN GOVT 301201	債券	国債	カナダ	2.7%
コールローン他 (負債控除後)	3.5%			日本ビルファンド投資法人	リート	-	日本	1.8%
合計	100.0%			ジャパンリアルエステイト投資法人	リート	-	日本	1.4%
				日本都市ファンド投資法人	リート	-	日本	1.4%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

### ■年間收益率の推移



- 收益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2025年は年初から5月30日までの收益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### 申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

復活祭（Easter Day）に該当する日の前営業日および翌営業日

クリスマス（12月25日）および翌営業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

#### 申込単位

販売会社が定める単位

#### 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

#### 申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

#### 申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

#### 申込手数料

申込価額（発行価格）×2.75%（税抜 2.5%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

#### 申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

#### 申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

#### 取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することができます。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

## 2 【換金（解約）手続等】

### 解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

復活祭（Easter Day）に該当する日の前営業日および翌営業日

クリスマス（12月25日）および翌営業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

### 解約単位

販売会社が定める単位

### 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

### 信託財産留保額

ありません。

### 解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

### 解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

### 支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

### 解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

### 解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することができます。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

## 3 【資産管理等の概要】

### （1）【資産の評価】

## 基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

### （資産の評価方法）

#### ・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

#### ・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

#### ・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

#### ・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

#### ・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

#### ・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

#### ・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

#### ・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

## 基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

## 基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

2025年11月5日まで（2005年12月9日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることができます。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（4）【計算期間】

毎月6日から翌月5日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヶ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

## 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

## 運用報告書

委託会社は、毎年5月および11月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

## 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

## 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

## 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

## 公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

### ( 1 ) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

#### 分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

#### 分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

### ( 2 ) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はそ

の権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

( 3 ) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

### 第3 【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6カ月未満であるため、財務諸表は6カ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2024年11月6日から2025年5月7日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

### 1 【財務諸表】

【三菱UFJ 3資産分散ファンド（毎月決算型）】

( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	前期 [ 2024年11月 5日現在 ]	当期 [ 2025年 5月 7日現在 ]
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
<b>コール・ローン</b>	9,293,126	8,852,067
<b>親投資信託受益証券</b>	3,369,561,457	3,251,343,281
<b>未収入金</b>	7,287,170	5,096,911
<b>未収利息</b>	80	112
<b>流動資産合計</b>	<u>3,386,141,833</u>	<u>3,265,292,371</u>
<b>資産合計</b>	<u>3,386,141,833</u>	<u>3,265,292,371</u>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
<b>未払収益分配金</b>	5,020,473	4,891,624
<b>未払解約金</b>	2,012,613	408
<b>未払受託者報酬</b>	178,285	174,242
<b>未払委託者報酬</b>	3,090,228	3,020,186
<b>その他未払費用</b>	12,470	12,188
<b>流動負債合計</b>	<u>10,314,069</u>	<u>8,098,648</u>
<b>負債合計</b>	<u>10,314,069</u>	<u>8,098,648</u>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
<b>元本</b>	3,346,982,315	3,261,082,859
<b>剰余金</b>		
<b>期末剰余金又は期末欠損金（ ）</b>	28,845,449	3,889,136
<b>（分配準備積立金）</b>	<u>296,935,956</u>	<u>302,987,846</u>
<b>元本等合計</b>	<u>3,375,827,764</u>	<u>3,257,193,723</u>
<b>純資産合計</b>	<u>3,375,827,764</u>	<u>3,257,193,723</u>
<b>負債純資産合計</b>	<u>3,386,141,833</u>	<u>3,265,292,371</u>

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2024年 5月 8日 至 2024年11月 5日	当期 自 2024年11月 6日 至 2025年 5月 7日
<b>営業収益</b>		
受取利息	6,080	13,799
有価証券売買等損益	<u>44,518,541</u>	16,896,993
営業収益合計	<u>44,512,461</u>	16,910,792
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	1,148,047	1,093,498
委託者報酬	<u>19,899,318</u>	18,953,841
その他費用	<u>80,299</u>	76,484
営業費用合計	<u>21,127,664</u>	20,123,823
営業利益又は営業損失( )	<u>65,640,125</u>	3,213,031
経常利益又は経常損失( )	<u>65,640,125</u>	3,213,031
当期純利益又は当期純損失( )	<u>65,640,125</u>	3,213,031
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	13,297	219,330
期首剩余额又は期首次損金( )	226,882,723	28,845,449
剩余额増加額又は欠損金減少額	1,622,103	801,384
当期一部解約に伴う剩余额増加額又は欠損金減少額	132,264	768,549
当期追加信託に伴う剩余额増加額又は欠損金減少額	1,489,839	32,835
剩余额減少額又は欠損金増加額	2,713,553	431,190
当期一部解約に伴う剩余额減少額又は欠損金増加額	2,678,658	360,680
当期追加信託に伴う剩余额減少額又は欠損金増加額	34,895	70,510
分配金	<u>131,292,402</u>	29,672,418
期末剩余额又は期末欠損金( )	<u>28,845,449</u>	3,889,136

### (3) 【注記表】

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年5月5日および11月5日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は2024年11月6日から2025年5月7日までとなっております。

#### (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

#### (貸借対照表に関する注記)

	前期 [2024年11月5日現在]	当期 [2025年5月7日現在]
1. 期首元本額	3,375,819,572円	3,346,982,315円
期中追加設定元本額	36,025,233円	9,091,802円
期中一部解約元本額	64,862,490円	94,991,258円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	円	3,889,136円
3. 受益権の総数	3,346,982,315口	3,261,082,859口

#### (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2024年5月8日 至 2024年11月5日	当期 自 2024年11月6日 至 2025年5月7日																																																												
1. 分配金の計算過程 第220期 2024年5月8日 2024年6月5日	1. 分配金の計算過程 第226期 2024年11月6日 2024年12月5日																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>6,461,049円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>11,069,018円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>64,458,350円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>282,208,902円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額 <math>E=A+B+C+D</math></td><td></td><td>364,197,319円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>3,366,377,491口</td></tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額 <math>G=E/F*10,000</math></td><td></td><td>1,081円</td></tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>315円</td></tr> <tr> <td>収益分配金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>106,040,890円</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	6,461,049円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	11,069,018円	収益調整金額	C	64,458,350円	分配準備積立金額	D	282,208,902円	当ファンドの分配対象収益額 $E=A+B+C+D$		364,197,319円	当ファンドの期末残存口数	F	3,366,377,491口	1万口当たり収益分配対象額 $G=E/F*10,000$		1,081円	1万口当たり分配金額	H	315円	収益分配金額	I=F*H/10,000	106,040,890円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>3,221,731円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>66,017,230円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>295,244,051円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額 <math>E=A+B+C+D</math></td><td></td><td>364,483,012円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>3,329,157,786口</td></tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額 <math>G=E/F*10,000</math></td><td></td><td>1,094円</td></tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>15円</td></tr> <tr> <td>収益分配金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>4,993,736円</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	3,221,731円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	66,017,230円	分配準備積立金額	D	295,244,051円	当ファンドの分配対象収益額 $E=A+B+C+D$		364,483,012円	当ファンドの期末残存口数	F	3,329,157,786口	1万口当たり収益分配対象額 $G=E/F*10,000$		1,094円	1万口当たり分配金額	H	15円	収益分配金額	I=F*H/10,000	4,993,736円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	6,461,049円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	11,069,018円																																																											
収益調整金額	C	64,458,350円																																																											
分配準備積立金額	D	282,208,902円																																																											
当ファンドの分配対象収益額 $E=A+B+C+D$		364,197,319円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	3,366,377,491口																																																											
1万口当たり収益分配対象額 $G=E/F*10,000$		1,081円																																																											
1万口当たり分配金額	H	315円																																																											
収益分配金額	I=F*H/10,000	106,040,890円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	3,221,731円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																											
収益調整金額	C	66,017,230円																																																											
分配準備積立金額	D	295,244,051円																																																											
当ファンドの分配対象収益額 $E=A+B+C+D$		364,483,012円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	3,329,157,786口																																																											
1万口当たり収益分配対象額 $G=E/F*10,000$		1,094円																																																											
1万口当たり分配金額	H	15円																																																											
収益分配金額	I=F*H/10,000	4,993,736円																																																											
第221期 2024年6月6日 2024年7月5日	第227期 2024年12月6日 2025年1月6日																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>8,395,215円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>90,652,015円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>66,498,892円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>193,308,853円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額 <math>E=A+B+C+D</math></td><td></td><td>358,854,975円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>3,387,190,797口</td></tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額 <math>G=E/F*10,000</math></td><td></td><td>1,059円</td></tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>15円</td></tr> <tr> <td>収益分配金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>5,080,786円</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	8,395,215円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	90,652,015円	収益調整金額	C	66,498,892円	分配準備積立金額	D	193,308,853円	当ファンドの分配対象収益額 $E=A+B+C+D$		358,854,975円	当ファンドの期末残存口数	F	3,387,190,797口	1万口当たり収益分配対象額 $G=E/F*10,000$		1,059円	1万口当たり分配金額	H	15円	収益分配金額	I=F*H/10,000	5,080,786円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>9,452,978円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>65,914,707円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>292,392,715円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額 <math>E=A+B+C+D</math></td><td></td><td>367,760,400円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>3,318,180,449口</td></tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額 <math>G=E/F*10,000</math></td><td></td><td>1,108円</td></tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>15円</td></tr> <tr> <td>収益分配金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>4,977,270円</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	9,452,978円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	65,914,707円	分配準備積立金額	D	292,392,715円	当ファンドの分配対象収益額 $E=A+B+C+D$		367,760,400円	当ファンドの期末残存口数	F	3,318,180,449口	1万口当たり収益分配対象額 $G=E/F*10,000$		1,108円	1万口当たり分配金額	H	15円	収益分配金額	I=F*H/10,000	4,977,270円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	8,395,215円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	90,652,015円																																																											
収益調整金額	C	66,498,892円																																																											
分配準備積立金額	D	193,308,853円																																																											
当ファンドの分配対象収益額 $E=A+B+C+D$		358,854,975円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	3,387,190,797口																																																											
1万口当たり収益分配対象額 $G=E/F*10,000$		1,059円																																																											
1万口当たり分配金額	H	15円																																																											
収益分配金額	I=F*H/10,000	5,080,786円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	9,452,978円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																											
収益調整金額	C	65,914,707円																																																											
分配準備積立金額	D	292,392,715円																																																											
当ファンドの分配対象収益額 $E=A+B+C+D$		367,760,400円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	3,318,180,449口																																																											
1万口当たり収益分配対象額 $G=E/F*10,000$		1,108円																																																											
1万口当たり分配金額	H	15円																																																											
収益分配金額	I=F*H/10,000	4,977,270円																																																											
第222期 2024年7月6日 2024年8月5日	第228期 2025年1月7日 2025年2月5日																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>3,765,601円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>66,288,481円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>285,793,132円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額 <math>E=A+B+C+D</math></td><td></td><td>355,847,214円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>3,370,962,321口</td></tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額 <math>G=E/F*10,000</math></td><td></td><td>1,055円</td></tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>15円</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	3,765,601円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	66,288,481円	分配準備積立金額	D	285,793,132円	当ファンドの分配対象収益額 $E=A+B+C+D$		355,847,214円	当ファンドの期末残存口数	F	3,370,962,321口	1万口当たり収益分配対象額 $G=E/F*10,000$		1,055円	1万口当たり分配金額	H	15円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>3,009,682円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>65,990,532円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>296,336,915円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額 <math>E=A+B+C+D</math></td><td></td><td>365,337,129円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>3,313,986,137口</td></tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額 <math>G=E/F*10,000</math></td><td></td><td>1,102円</td></tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>15円</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	3,009,682円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	65,990,532円	分配準備積立金額	D	296,336,915円	当ファンドの分配対象収益額 $E=A+B+C+D$		365,337,129円	当ファンドの期末残存口数	F	3,313,986,137口	1万口当たり収益分配対象額 $G=E/F*10,000$		1,102円	1万口当たり分配金額	H	15円						
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	3,765,601円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																											
収益調整金額	C	66,288,481円																																																											
分配準備積立金額	D	285,793,132円																																																											
当ファンドの分配対象収益額 $E=A+B+C+D$		355,847,214円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	3,370,962,321口																																																											
1万口当たり収益分配対象額 $G=E/F*10,000$		1,055円																																																											
1万口当たり分配金額	H	15円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	3,009,682円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																											
収益調整金額	C	65,990,532円																																																											
分配準備積立金額	D	296,336,915円																																																											
当ファンドの分配対象収益額 $E=A+B+C+D$		365,337,129円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	3,313,986,137口																																																											
1万口当たり収益分配対象額 $G=E/F*10,000$		1,102円																																																											
1万口当たり分配金額	H	15円																																																											

前期 自 2024年 5月 8日 至 2024年11月 5日			当期 自 2024年11月 6日 至 2025年 5月 7日		
収益分配金額	I=F*H/10,000	5,056,443円	収益分配金額	I=F*H/10,000	4,970,979円
第223期 2024年 8月 6日 2024年 9月 5日			第229期 2025年 2月 6日 2025年 3月 5日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,626,426円	費用控除後の配当等収益額	A	7,389,748円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	66,498,897円	収益調整金額	C	65,551,635円
分配準備積立金額	D	284,269,565円	分配準備積立金額	D	291,799,763円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	361,394,888円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	364,741,146円
当ファンドの期末残存口数	F	3,370,705,650口	当ファンドの期末残存口数	F	3,286,227,630口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,072円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,109円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金額	I=F*H/10,000	5,056,058円	収益分配金額	I=F*H/10,000	4,929,341円
第224期 2024年 9月 6日 2024年10月 7日			第230期 2025年 3月 6日 2025年 4月 7日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15,750,560円	費用控除後の配当等収益額	A	14,464,622円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	66,373,574円	収益調整金額	C	65,406,584円
分配準備積立金額	D	288,680,999円	分配準備積立金額	D	292,961,072円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	370,805,133円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	372,832,278円
当ファンドの期末残存口数	F	3,358,501,380口	当ファンドの期末残存口数	F	3,272,978,752口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,104円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,139円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金額	I=F*H/10,000	5,037,752円	収益分配金額	I=F*H/10,000	4,909,468円
第225期 2024年10月 8日 2024年11月 5日			第231期 2025年 4月 8日 2025年 5月 7日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,698,784円	費用控除後の配当等収益額	A	6,675,219円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	66,257,436円	収益調整金額	C	65,383,935円
分配準備積立金額	D	298,257,645円	分配準備積立金額	D	301,204,251円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	368,213,865円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	373,263,405円
当ファンドの期末残存口数	F	3,346,982,315口	当ファンドの期末残存口数	F	3,261,082,859口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,100円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,144円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金額	I=F*H/10,000	5,020,473円	収益分配金額	I=F*H/10,000	4,891,624円

### (金融商品に関する注記)

#### 1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2024年 5月 8日 至 2024年11月 5日	当期 自 2024年11月 6日 至 2025年 5月 7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っています。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [ 2024年11月 5日現在 ]	当期 [ 2025年 5月 7日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

### (有価証券に関する注記)

#### 売買目的有価証券

種類	前期 [ 2024年11月 5日現在 ]	当期 [ 2025年 5月 7日現在 ]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	44,350,687	168,583,597
合計	44,350,687	168,583,597

### (デリバティブ取引に関する注記)

#### 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

### (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

#### (1 口当たり情報)

	前期 [ 2024年11月 5日現在 ]	当期 [ 2025年 5月 7日現在 ]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0086円 (10,086円)	0.9988円 (9,988円)

### (4) 【附属明細表】

#### 第1 有価証券明細表

##### (1) 株式

該当事項はありません。

##### (2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益 証券	高金利高格付債券マザーファンド	1,008,163,360	1,929,927,120	
	好配当日本株マザーファンド	195,476,940	667,084,605	
	Jリートマザーファンド2005	214,324,126	654,331,556	
合計		1,417,964,426	3,251,343,281	

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

#### (参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

### 高金利高格付債券マザーファンド

#### 貸借対照表

(単位：円)

[ 2025年 5月 7日現在 ]

資産の部	
流動資産	
預金	11,717,985
コール・ローン	31,788,463
国債証券	1,836,553,214
特殊債券	31,198,593
未収利息	17,847,525
前払費用	869,792
流動資産合計	1,929,975,572
資産合計	1,929,975,572
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	1,008,163,360
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	921,812,212
元本等合計	1,929,975,572
純資産合計	1,929,975,572
負債純資産合計	1,929,975,572

#### 注記表

##### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

##### (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

##### (貸借対照表に関する注記)

	[2025年 5月 7日現在]
1. 期首	2024年11月 6日
期首元本額	1,035,929,526円
期中追加設定元本額	8,860,424円
期中一部解約元本額	36,626,590円
元本の内訳	

	[2025年 5月 7日現在]
三菱UFJ 3資産分散ファンド(毎月決算型) 合計	1,008,163,360円 1,008,163,360円
2. 受益権の総数	1,008,163,360口
当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額	

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年11月 6日 至 2025年 5月 7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用してあります。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[ 2025年 5月 7日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	( 1 ) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ( 2 ) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 ( 3 ) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	[ 2025年 5月 7日現在 ]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	10,015,214
特殊債券	505,385
合計	10,520,599

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	[ 2025年 5月 7日現在 ]
1口当たり純資産額	1.9143円
(1万口当たり純資産額)	(19,143円)

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### (1) 株式

該当事項はありません。

#### (2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
アメリカ ドル	国債証券	0.5 T-NOTE 270430	380,000.00	356,331.63		
		1.125 T-NOTE 310215	300,000.00	256,646.48		
		1.25 T-NOTE 280630	300,000.00	277,664.06		
		1.875 T-BOND 510215	180,000.00	100,339.45		
		2.875 T-BOND 520515	110,000.00	76,944.14		
		2.875 T-NOTE 320515	80,000.00	74,004.68		
		3.25 T-NOTE 270630	400,000.00	395,703.12		
		3.875 T-NOTE 271231	100,000.00	100,300.78		
		3.875 T-NOTE 330815	200,000.00	195,441.40		
		3.875 T-NOTE 340815	100,000.00	96,882.81		
		4.125 T-BOND 530815	100,000.00	88,957.03		
		4.25 T-NOTE 341115	80,000.00	79,706.24		
		4.5 T-BOND 380515	100,000.00	100,253.90		
アメリカドル合計			2,430,000.00	2,199,175.72		
				(314,548,103)		
カナダド ル	国債証券	0.25 CAN GOVT 260301	190,000.00	186,500.69		
		0.5 CAN GOVT 301201	950,000.00	836,580.64		
		1 CAN GOVT 260901	300,000.00	294,128.38		
		2 CAN GOVT 320601	100,000.00	93,813.05		
		2 CAN GOVT 511201	230,000.00	170,677.29		
		3 CAN GOVT 340601	180,000.00	178,364.81		
		3.25 CAN GOVT 341201	100,000.00	100,810.45		
		4 CAN GOVT 410601	350,000.00	378,174.78		
		5.75 CAN GOVT 290601	30,000.00	33,556.06		
カナダドル合計			2,430,000.00	2,272,606.15		
				(235,964,696)		
オースト ラリアド ル	国債証券	1 AUST GOVT 311121	100,000.00	83,266.00		
		1.5 AUST GOVT 310621	530,000.00	462,743.00		
		1.75 AUST GOVT 510621	470,000.00	248,489.00		
		2.5 AUST GOVT 300521	700,000.00	663,194.00		
		2.75 AUST GOVT 281121	300,000.00	292,953.00		
		3 AUST GOVT 331121	300,000.00	274,602.00		
		3.75 AUST GOVT 340521	100,000.00	96,411.00		
		4.5 AUST GOVT 330421	300,000.00	308,019.00		
		4.75 AUST GOVT 270421	520,000.00	533,369.20		
		4.75 AUST GOVT 540621	200,000.00	192,662.00		

国債証券 小計		3,520,000.00	3,155,708.20 (293,386,191)		
特殊債券 6.5 QUEENSLAND 330314		300,000.00	335,577.00		
特殊債券 小計		300,000.00	335,577.00 (31,198,593)		
オーストラリアドル合計		3,820,000.00	3,491,285.20 (324,584,784)		
イギリス ポンド	国債証券	0.5 GILT 290131	300,000.00	266,685.90	
		1.25 GILT 510731	200,000.00	87,041.60	
		3.25 GILT 330131	100,000.00	93,271.70	
		4.25 GILT 320607	200,000.00	201,460.40	
		4.25 GILT 340731	200,000.00	197,105.20	
		4.25 GILT 360307	100,000.00	97,130.80	
		4.25 GILT 461207	750,000.00	655,038.75	
		4.375 GILT 540731	100,000.00	86,131.50	
		4.75 GILT 301207	100,000.00	104,145.80	
		6 GILT 281207	160,000.00	172,632.16	
イギリスポンド合計		2,210,000.00	1,960,643.81 (374,424,148)		
ニュージーランドドル	国債証券	0.5 NZ GOVT 260515	300,000.00	291,893.24	
		1.5 NZ GOVT 310515	800,000.00	690,157.04	
		1.75 NZ GOVT 410515	800,000.00	514,632.35	
		2.75 NZ GOVT 370415	490,000.00	400,334.96	
		3 NZ GOVT 290420	1,200,000.00	1,169,614.83	
		3.5 NZ GOVT 330414	120,000.00	113,029.37	
		4.25 NZ GOVT 340515	620,000.00	609,638.40	
		4.5 NZ GOVT 270415	380,000.00	388,465.94	
		5 NZ GOVT 540515	200,000.00	192,782.24	
ニュージーランドドル合計		4,910,000.00	4,370,548.37 (376,085,687)		
ノルウェークローネ	国債証券	1.25 NORWE GOVT 310917	1,000,000.00	858,434.00	
		1.375 NORWE GOVT 300819	2,100,000.00	1,864,800.00	
		1.75 NORWE GOVT 290906	3,000,000.00	2,770,726.50	
		2 NORWE GOVT 280426	1,500,000.00	1,434,426.00	
		2.125 NORWE GOVT 320518	4,700,000.00	4,211,106.00	
		3 NORWE GOVT 330815	2,000,000.00	1,880,650.00	
		3.625 NORWE GOVT 340413	4,450,000.00	4,362,800.02	
ノルウェークローネ合計		18,750,000.00	17,382,942.52 (242,144,389)		
合計			1,867,751,807 (1,867,751,807)		

(注1)通貨の種類ごとの小計 / 合計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

## 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
アメリカドル	国債証券 13銘柄	100.00%	16.84%
カナダドル	国債証券 9銘柄	100.00%	12.63%
オーストラリアドル	国債証券 10銘柄	90.39%	15.71%
	特殊債券 1銘柄	9.61%	1.67%
イギリスポンド	国債証券 10銘柄	100.00%	20.05%
ニュージーランドドル	国債証券 9銘柄	100.00%	20.14%
ノルウェークローネ	国債証券 7銘柄	100.00%	12.96%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 好配当日本株マザーファンド

### 貸借対照表

(単位:円)

[2025年 5月 7日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	14,535,269
株式	645,467,040
未収配当金	12,182,510
未収利息	184
流動資産合計	672,185,003
資産合計	672,185,003
負債の部	
流動負債	
未払解約金	5,096,911
流動負債合計	5,096,911
負債合計	5,096,911
純資産の部	
元本等	
元本	195,476,940
剩余金	
剩余金又は欠損金( )	471,611,152
元本等合計	667,088,092
純資産合計	667,088,092
負債純資産合計	672,185,003

### 注記表

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
--------------------	---

#### (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

#### (貸借対照表に関する注記)

	[2025年 5月 7日現在]
1. 期首	2024年11月 6日
期首元本額	209,001,715円
期中追加設定元本額	11,127,351円
期中一部解約元本額	24,652,126円
元本の内訳	
三菱UFJ 3 資産分散ファンド（毎月決算型）	195,476,940円
合計	195,476,940円
2. 受益権の総数	195,476,940口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年11月 6日 至 2025年 5月 7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[ 2025年 5月 7日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることがあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[ 2025年 5月 7日現在 ]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	3,649,392
合計	3,649,392

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[ 2025年 5月 7日現在 ]
1口当たり純資産額	3.4126円
(1万口当たり純資産額)	(34,126円)

附屬明細表

第1 有価証券明細表  
(1) 株式

(単位:円)

	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
1662	石油資源開発	5,400	1,051.00	5,675,400	
1417	ミライト・ワン	3,500	2,285.00	7,997,500	
1419	タマホーム	2,100	3,935.00	8,263,500	
1786	オリエンタル白石	7,600	381.00	2,895,600	
1802	大林組	7,100	2,259.50	16,042,450	
1833	奥村組	1,600	4,435.00	7,096,000	
1852	浅沼組	2,500	749.00	1,872,500	
1882	東亞道路工業	2,200	1,545.00	3,399,000	
1926	ライト工業	3,400	2,686.00	9,132,400	
1961	三機工業	1,000	3,720.00	3,720,000	
1980	ダイダン	2,300	4,225.00	9,717,500	
2117	ウェルネオシュガー	1,300	2,371.00	3,082,300	
2270	雪印メグミルク	3,200	2,577.00	8,246,400	
4041	日本曹達	3,000	2,658.00	7,974,000	
4042	東ソー	3,300	2,009.50	6,631,350	
4045	東亞合成	3,500	1,350.00	4,725,000	
4114	日本触媒	3,500	1,679.00	5,876,500	
4116	大日精化工業	500	3,030.00	1,515,000	
4189	KHネオケム	2,700	2,540.00	6,858,000	
4205	日本ゼオン	5,400	1,398.00	7,549,200	
4272	日本化薬	4,700	1,368.00	6,429,600	
4633	サカタインクス	4,500	1,840.00	8,280,000	
4521	科研製薬	2,700	4,055.00	10,948,500	
5105	TOYO TIRE	4,900	2,664.50	13,056,050	
5108	ブリヂストン	2,200	6,021.00	13,246,200	
5192	三ツ星ベルト	400	3,560.00	1,424,000	
5214	日本電気硝子	2,400	3,401.00	8,162,400	
5351	品川リフラクトリーズ	1,000	1,599.00	1,599,000	
5445	東京鐵鋼	1,300	5,880.00	7,644,000	
5451	淀川製鋼所	500	5,790.00	2,895,000	
5602	栗本鐵工所	600	4,700.00	2,820,000	
5911	横河ブリッジホールディングス	1,200	2,595.00	3,114,000	
5988	パイオラックス	2,100	2,155.00	4,525,500	
6104	芝浦機械	1,200	3,565.00	4,278,000	
6113	アマダ	4,500	1,441.00	6,484,500	
6209	リケンNPR	1,300	2,376.00	3,088,800	
6371	椿本チエイン	1,700	1,765.00	3,000,500	
6417	SANKYO	3,100	2,118.00	6,565,800	

6436	アマノ	2,500	4,167.00	10,417,500	
6458	新晃工業	2,600	1,206.00	3,135,600	
6473	シェイテクト	5,400	1,128.00	6,091,200	
6498	キツツ	2,900	1,107.00	3,210,300	
6770	アルプスアルパイン	4,300	1,354.50	5,824,350	
6814	古野電気	2,500	2,425.00	6,062,500	
6952	カシオ計算機	6,400	1,103.50	7,062,400	
6995	東海理化電機製作所	2,400	2,082.00	4,996,800	
7240	NOK	3,500	1,962.00	6,867,000	
7259	アイシン	9,200	1,796.50	16,527,800	
7282	豊田合成	3,600	2,684.50	9,664,200	
7283	愛三工業	3,000	1,924.00	5,772,000	
7296	エフ・シー・シー	1,100	2,929.00	3,221,900	
7956	ビジョン	3,700	1,691.00	6,256,700	
7994	オカムラ	1,700	1,993.00	3,388,100	
9543	静岡ガス	2,600	1,150.00	2,990,000	
9076	セイノーホールディングス	3,000	2,301.00	6,903,000	
9101	日本郵船	3,000	4,679.00	14,037,000	
9066	日新	700	4,805.00	3,363,500	
9416	ビジョン	5,700	1,286.00	7,330,200	
3076	あい ホールディングス	4,000	2,135.00	8,540,000	
7451	三菱食品	1,000	5,410.00	5,410,000	
8051	山善	6,300	1,391.00	8,763,300	
8061	西華産業	1,000	4,430.00	4,430,000	
8084	R Y O D E N	1,300	2,430.00	3,159,000	
8098	稻畑産業	2,100	3,100.00	6,510,000	
8125	ワキタ	1,900	1,751.00	3,326,900	
8130	サンゲツ	2,400	2,857.00	6,856,800	
8154	加賀電子	1,200	2,561.00	3,073,200	
9882	イエローハット	3,600	1,399.00	5,036,400	
3391	ツルハホールディングス	700	11,300.00	7,910,000	
5831	しづおかフィナンシャルグループ	6,200	1,528.50	9,476,700	
7189	西日本フィナンシャルホールディングス	4,700	2,023.00	9,508,100	
7322	三十三フィナンシャルグループ	2,700	2,231.00	6,023,700	
7337	ひろぎんホールディングス	7,800	1,161.00	9,055,800	
8309	三井住友トラストグループ	3,100	3,440.00	10,664,000	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	3,800	3,341.00	12,695,800	
8367	南都銀行	2,300	3,735.00	8,590,500	
8370	紀陽銀行	3,000	2,391.00	7,173,000	
8381	山陰合同銀行	6,400	1,205.00	7,712,000	
8410	セブン銀行	38,200	262.60	10,031,320	
8411	みずほフィナンシャルグループ	2,900	3,500.00	10,150,000	

8698	マネックスグループ	20,700	704.00	14,572,800	
7388	F P パートナー	3,600	2,535.00	9,126,000	
8630	S O M P O ホールディングス	3,300	4,745.00	15,658,500	
8725	M S & A D インシュアランスグループ ホール	3,500	3,263.00	11,420,500	
8439	東京センチュリー	9,800	1,492.00	14,621,600	
1878	大東建託	200	16,085.00	3,217,000	
2127	日本M & A センターホールディングス	24,400	652.30	15,916,120	
2154	オープンアップグループ	3,600	1,849.00	6,656,400	
2168	パソナグループ	2,500	2,185.00	5,462,500	
2379	ディップ	3,600	2,086.00	7,509,600	
4849	エン・ジャパン	3,000	1,632.00	4,896,000	
7088	フォーラムエンジニアリング	3,200	1,050.00	3,360,000	
合 計		363,200		645,467,040	

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## Jリートマザーファンド2005

### 貸借対照表

(単位:円)

[2025年 5月 7日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	9,645,391
投資証券	637,555,000
未収入金	4,052,399
未収配当金	8,642,931
未収利息	122
流動資産合計	659,895,843
資産合計	659,895,843
負債の部	
流動負債	
未払金	5,557,136
流動負債合計	5,557,136
負債合計	5,557,136
純資産の部	
元本等	
元本	214,324,126
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	440,014,581
元本等合計	654,338,707
純資産合計	654,338,707
負債純資産合計	659,895,843

### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
--------------------	---

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

		[2025年 5月 7日現在]
1. 期首		2024年11月 6日
期首元本額		226,043,403円
期中追加設定元本額		1,462,521円
期中一部解約元本額		13,181,798円
元本の内訳		
三菱UFJ 3資産分散ファンド(毎月決算型)		214,324,126円
合計		214,324,126円
2. 受益権の総数		214,324,126口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年11月 6日 至 2025年 5月 7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[ 2025年 5月 7日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	[ 2025年 5月 7日現在 ]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	19,088,370
合計	19,088,370

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[ 2025年 5月 7日現在 ]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.0530円 (30,530円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	サンケイリアルエステート投資法人	70	6,237,000	
	日本アコモレーションファンド投資法人	90	10,755,000	
	森ヒルズリート投資法人	80	10,888,000	
	産業ファンド投資法人	90	10,575,000	
	アドバンス・レジデンス投資法人	80	11,920,000	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	20	7,000,000	
	G L P 投資法人	240	30,960,000	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	50	14,240,000	
	日本プロロジスリート投資法人	110	26,026,000	
	星野リゾート・リート投資法人	40	9,200,000	
	O n e リート投資法人	20	4,936,000	
	ヒューリックリート投資法人	5	742,500	
	日本リート投資法人	25	2,147,500	
	積水ハウス・リート投資法人	200	15,700,000	
	野村不動産マスターファンド投資法人	150	21,750,000	
	ラサールロジポート投資法人	100	13,870,000	
	スター・アジア不動産投資法人	360	19,872,000	
	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	150	15,525,000	
	三菱地所物流リート投資法人	30	3,621,000	
	C R E ロジスティクスファンド投資法人	40	5,816,000	
	日本ビルファンド投資法人	430	57,104,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	400	45,600,000	
	日本都市ファンド投資法人	450	43,785,000	
	オリックス不動産投資法人	170	30,770,000	
	日本プライムリアルティ投資法人	30	10,635,000	
	NTT都市開発リート投資法人	100	13,490,000	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	190	29,393,000	
	インヴィンシブル投資法人	380	22,534,000	
	フロンティア不動産投資法人	140	11,214,000	
	日本ロジスティクスファンド投資法人	90	8,469,000	
福岡リート投資法人	30	4,773,000		
K D X 不動産投資法人	210	31,542,000		

大和証券オフィス投資法人	50	15,175,000
スタートプロシード投資法人	10	1,746,000
大和ハウスリート投資法人	130	31,109,000
ジャパン・ホテル・リート投資法人	200	14,260,000
大和証券リビング投資法人	50	4,585,000
ジャパンエクセレント投資法人	150	19,590,000
合計	5,160	637,555,000

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

### 【三菱UFJ 3資産分散ファンド（毎月決算型）】

#### 【純資産額計算書】

2025年 5月30日現在  
(単位：円)

資産総額	3,277,239,758
負債総額	3,772,665
純資産総額（ - ）	3,273,467,093
発行済口数	3,245,232,877口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.0087
(10,000口当たり)	(10,087)

（参考）

### 高金利高格付債券マザーファンド

#### 純資産額計算書

2025年 5月30日現在  
(単位：円)

資産総額	1,939,400,546
負債総額	
純資産総額（ - ）	1,939,400,546
発行済口数	1,010,438,102口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.9194
(10,000口当たり)	(19,194)

### 好配当日本株マザーファンド

#### 純資産額計算書

2025年 5月30日現在  
(単位：円)

資産総額	673,381,325
負債総額	1,122,733
純資産総額（ - ）	672,258,592
発行済口数	188,979,888口
1口当たり純資産価額（ / ）	3.5573
(10,000口当たり)	(35,573)

### Jリートマザーファンド2005

#### 純資産額計算書

2025年 5月30日現在  
(単位：円)

資産総額	659,027,088
------	-------------

負債総額	3,557,867
純資産総額( - )	655,469,221
発行済口数	214,174,868口
1口当たり純資産価額( / )	3.0604
(10,000口当たり)	(30,604)

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1)名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

##### (2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

##### (3)譲渡制限の内容

該当事項はありません。

##### (4)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### (5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### (6)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受け付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定による

ほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額等

2025年5月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### ・会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社です。会社の機関としては、株主総会の他、取締役会、代表取締役、監査等委員会を設置しています。

###### 株主総会

株主総会は、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更の承認等を行います。

###### 取締役会

取締役会は、株主総会で選任された取締役で構成され、経営の基本方針の決定、内部統制システムの整備、取締役の職務の執行の監督、代表取締役の選定・解職などを行います。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する任意の機関として、経営会議を設置しています。

###### 代表取締役

代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定され、当社を代表します。

###### 監査等委員会

監査等委員会は、株主総会で選任された監査等委員である取締役で構成され、取締役の職務執行について監査を行うほか、各監査等委員である取締役は、取締役として取締役会の決議に参加します。

###### ・投資運用の意思決定機構

###### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

###### 運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、  
で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

###### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

###### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

###### 運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

###### 管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a)運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b)リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a)についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b)についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上では是正・改善の検討が行われます。

### ファンドに関する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2025年5月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	804	42,062,421
追加型公社債投資信託	16	1,486,546
単位型株式投資信託	82	353,395
単位型公社債投資信託	42	101,651
合計	944	44,004,014

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

## 3 【委託会社等の経理状況】

### （1）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、従来、千円未満の端数を切り捨てて表示しておりましたが、当事業年度より百万円未満の端数を切り捨てて表示することに変更しました。

### （2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

### （1）【貸借対照表】

	第39期 (2024年3月31日現在)		第40期 (2025年3月31日現在)			
<b>(資産の部)</b>						
<b>流動資産</b>						
現金及び預金	2	58,206		37,354		
有価証券		15		700		
前払費用		679		770		
未収入金		138		25		
未収委託者報酬		21,064		24,418		
未収収益	2	1,485	2	1,005		
金銭の信託		10,500		1,650		
その他		371		398		
<b>流動資産合計</b>		<b>92,461</b>		<b>66,325</b>		
<b>固定資産</b>						
<b>有形固定資産</b>						
建物	1	2,936	1	2,762		
器具備品	1	1,531	1	1,045		
土地		628		628		
建設仮勘定		45		747		
<b>有形固定資産合計</b>		<b>5,141</b>		<b>5,184</b>		
<b>無形固定資産</b>						
電話加入権		15		-		
ソフトウェア		5,008		4,452		
ソフトウェア仮勘定		1,587		1,003		
<b>無形固定資産合計</b>		<b>6,612</b>		<b>5,456</b>		
<b>投資その他の資産</b>						
投資有価証券		13,788		10,302		
関係会社株式		159		159		
投資不動産	1	1,788	1	1,712		
長期差入保証金		689		690		
前払年金費用		47		-		
繰延税金資産		1,088		1,640		
その他		45		45		
貸倒引当金		23		23		
<b>投資その他の資産合計</b>		<b>17,583</b>		<b>14,526</b>		
<b>固定資産合計</b>		<b>29,337</b>		<b>25,166</b>		
<b>資産合計</b>		<b>121,799</b>		<b>91,491</b>		

(単位：百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
<b>(負債の部)</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金		807
未払金		474
未払収益分配金		105
未払償還金		43
未払手数料	2	7,523
		8,878

その他未払金	2	885	2	819
未払費用	2	8,611	2	10,352
未払消費税等		623		1,211
未払法人税等		2,235		3,187
賞与引当金		1,182		1,308
役員賞与引当金		175		259
その他		12		1
<b>流動負債合計</b>		<b>22,204</b>		<b>26,761</b>

#### 固定負債

退職給付引当金		1,608		1,654
役員退職慰労引当金		30		25
時効後支払損引当金		250		244
資産除去債務		1,428		1,444
その他		29		29
<b>固定負債合計</b>		<b>3,346</b>		<b>3,398</b>
<b>負債合計</b>		<b>25,551</b>		<b>30,159</b>

#### (純資産の部)

株主資本				
資本金		2,000		2,000
資本剰余金				
資本準備金		3,572		3,572
その他資本剰余金		41,160		41,160
資本剰余金合計		44,732		44,732
利益剰余金				
利益準備金		342		342
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998		-
繰越利益剰余金		40,236		12,846
利益剰余金合計		47,577		13,189
<b>株主資本合計</b>		<b>94,310</b>		<b>59,921</b>

(単位：百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,937	1,410
評価・換算差額等合計	<b>1,937</b>	<b>1,410</b>
純資産合計	<b>96,247</b>	<b>61,332</b>
負債純資産合計	<b>121,799</b>	<b>91,491</b>

#### (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日 )	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日 )
--	--	--

<b>営業収益</b>			
委託者報酬	98,635	114,618	
投資顧問料	3,117	3,645	
その他営業収益	148	2	
<b>営業収益合計</b>	<b>101,901</b>	<b>118,266</b>	
<b>営業費用</b>			
支払手数料	4	34,494	39,884
広告宣伝費		593	692
公告費		1	0
調査費			
調査費		3,537	4,604
委託調査費		27,296	32,816
事務委託費		1,861	2,486
営業雑経費			
通信費		137	156
印刷費		390	389
協会費		68	88
諸会費		20	23
事務機器関連費		2,531	2,925
その他営業雑経費		139	-
<b>営業費用合計</b>	<b>71,070</b>	<b>84,071</b>	
<b>一般管理費</b>			
給料			
役員報酬		400	469
給料・手当		7,202	7,985
賞与引当金繰入		1,182	1,308
役員賞与引当金繰入		175	259
福利厚生費		1,424	1,538
交際費		10	12
旅費交通費		108	132
租税公課		397	478
不動産賃借料		728	644
退職給付費用		381	377
固定資産減価償却費		2,469	2,383
諸経費		490	1,174
<b>一般管理費合計</b>	<b>14,971</b>	<b>16,765</b>	
<b>営業利益</b>	<b>15,859</b>	<b>17,429</b>	

(単位：百万円)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
<b>営業外収益</b>		
受取配当金	54	107
受取利息	4	12
投資有価証券償還益	204	29
収益分配金等時効完成分	17	4
受取賃貸料	4	214
その他	44	22

<b>営業外収益合計</b>	496	390
<b>営業外費用</b>		
<b>投資有価証券償還損</b>	234	7
時効後支払損引当金繰入	-	15
<b>事務過誤費</b>	10	7
<b>賃貸関連費用</b>	108	188
<b>その他</b>	25	9
<b>営業外費用合計</b>	380	227
<b>経常利益</b>	15,975	17,592
<b>特別利益</b>		
<b>投資有価証券売却益</b>	464	739
<b>固定資産売却益</b>	1	16
<b>資産除去債務履行差額</b>		87
<b>特別利益合計</b>	568	739
<b>特別損失</b>		
<b>投資有価証券売却損</b>	57	138
<b>投資有価証券評価損</b>		31
<b>固定資産除却損</b>	3	20
<b>固定資産売却損</b>	2	65
<b>減損損失</b>		5
<b>企業結合関連費用</b>	6	1,187
<b>事業譲渡関連損失</b>		7
<b>特別損失合計</b>	1,361	1,961
<b>税引前当期純利益</b>	15,182	16,371
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	4	4,542
<b>法人税等調整額</b>		102
<b>法人税等合計</b>		4,644
<b>当期純利益</b>	10,537	11,359

( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
<b>企業結合による増加</b>				
<b>剰余金の配当</b>				
<b>当期純利益</b>				
<b>株主資本以外の項目の当期変動額(純額)</b>				
<b>当期変動額合計</b>				
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益 準備金	利益剰余金			株主資本合計	
		その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
		別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	342	6,998	33,267	40,608	87,341	
当期変動額						
企業結合による増加			1,602	1,602	1,602	
剰余金の配当			5,171	5,171	5,171	
当期純利益			10,537	10,537	10,537	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計			6,969	6,969	6,969	
当期末残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	672	672	88,013
当期変動額			
企業結合による増加			1,602
剰余金の配当			5,171
当期純利益			10,537
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,265	1,265	1,265
当期変動額合計	1,265	1,265	8,234
当期末残高	1,937	1,937	96,247

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
別途積立金の取崩				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計				
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金	
	その他利益剰余金	

	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本合計
当期首残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310
当期変動額					
剩余金の配当			45,747	45,747	45,747
当期純利益			11,359	11,359	11,359
別途積立金の取崩		6,998	6,998		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計		6,998	27,390	34,388	34,388
当期末残高	342		12,846	13,189	59,921

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,937	1,937	96,247
当期変動額			
剩余金の配当			45,747
当期純利益			11,359
別途積立金の取崩			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	527	527	527
当期変動額合計	527	527	34,915
当期末残高	1,410	1,410	61,332

#### [注記事項]

##### (重要な会計方針)

###### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

###### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

###### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

###### 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

###### 3. 固定資産の減価償却の方法

###### (1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 3年～20年  
投資不動産 3年～50年

## (2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

## 4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5.引当金の計上基準

### (1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### (2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

### (3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

### (4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法について、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

### (5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### (6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

## 6.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### (1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

### (2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

## 7.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

## （未適用の会計基準等）

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

### (1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国

際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の单一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する单一の会計処理モデルが適用されます。

## (2) 適用予定期

2028年3月期の期首から適用します。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

### (貸借対照表関係)

#### 1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
建物	498百万円	682百万円
器具備品	1,643百万円	2,168百万円
投資不動産	211百万円	288百万円

#### 2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
預金	39,776百万円	-
未収収益	12百万円	16百万円
未払手数料	886百万円	-
その他未払金	105百万円	43百万円
未払費用	599百万円	29百万円

### (損益計算書関係)

#### 1. 固定資産売却益の内訳

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
器具備品	16百万円	-
計	16百万円	-

#### 2. 固定資産売却損の内訳

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
器具備品	65百万円	6百万円
計	65百万円	6百万円

#### 3. 固定資産除却損の内訳

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	15百万円	-
器具備品	3百万円	2百万円
ソフトウェア	0百万円	-

電話加入権	-	15百万円
計	20百万円	18百万円

#### 4. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
支払手数料	5,006百万円	-
受取利息	12百万円	-
受取賃貸料	152百万円	-
法人税、住民税及び事業税	132百万円	42百万円

#### 5. 減損損失

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都港区（本社）	インターネット直販サービス	ソフトウェア	1,306百万円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。

現行のソフトウェアについて、利用終了が見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。

#### 6. 企業結合関連費用

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

企業結合に伴うものであり、主にシステム統合費用などであります。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

#### 7. 事業譲渡関連損失

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

吸収分割に伴うものであり、データ移管に伴うシステム対応費用であります。

#### （株主資本等変動計算書関係）

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

##### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	5,171百万円
1株当たり配当額	24,440円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	45,747百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	216,218円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月27日

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	45,747百万円
1株当たり配当額	216,218円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	6,770百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	31,998円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月27日

#### (リース取引関係)

##### 借主側

##### オペレーティング・リース取引

##### オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
1年内	681百万円	681百万円
1年超	851百万円	170百万円
合計	1,532百万円	851百万円

#### (金融商品関係)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第39期(2024年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 有価証券	15	15	-
(2) 金銭の信託	10,500	10,500	-
(3) 投資有価証券	13,788	13,788	-
資産計	24,303	24,303	-

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	58,206	-	-	-
金銭の信託	10,500	-	-	-
未収委託者報酬	21,064	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	15	5,351	347	11
合計	89,786	5,351	347	11

第40期(2025年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	37,354	37,352	1
(2) 有価証券	700	700	-
(3) 金銭の信託	1,650	1,650	-
(4) 投資有価証券	10,099	10,099	-
資産計	49,805	49,803	1

(注1) 「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。また投資有価証券のうち、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項を適用した投資事業有限責任組合等への出資（当事業年度の貸借対照表計上額202百万円）は上記に含めておりません。

(注3) 現金及び預金に含まれるコーラブル預金（定期預金）（貸借対照表計上額1,000百万円）の時価は、取引先金融機関から提示された価格によってあります。その他の現金及び預金（貸借対照表計上額36,354百万円）については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、当該帳簿価額によっております。

(注4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注5) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第40期(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	37,354	-	-	-
金銭の信託	1,650	-	-	-
未収委託者報酬	24,418	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	700	3,248	268	11
合計	64,124	3,248	268	11

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第39期(2024年3月31日現在)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	15	-	15
金銭の信託	-	10,500	-	10,500
投資有価証券	2,014	11,773	-	13,788
資産計	2,014	22,288	-	24,303

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF(上場投資信託)は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF(上場投資信託)以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第40期(2025年3月31日現在)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	700	-	700
金銭の信託	-	1,650	-	1,650

投資有価証券	2,601	7,498	-	10,099
資産計	2,601	9,849	-	12,450

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF(上場投資信託)は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF(上場投資信託)以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

第39期(2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

第40期(2025年3月31日現在)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金及び預金	-	998	-	998
資産計	-	998	-	998

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

現金及び預金

コーラブル預金(定期預金)は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

その他の現金及び預金(貸借対照表計上額36,354百万円)は、上記に含めておりません。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

第39期(2024年3月31日現在)及び第40期(2025年3月31日現在)

関連会社株式(貸借対照表計上額は159百万円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第39期(2024年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	17,364	14,269	3,094
	小計	17,364	14,269	3,094
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,939	7,241	301
	小計	6,939	7,241	301
合計		24,303	21,511	2,792

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は10,500百万円、取得原価は10,500百万円)を含めております。

第40期(2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)

貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,857	7,508	2,348
	小計	9,857	7,508	2,348
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	2,795	3,086	290
	小計	2,795	3,086	290
合計		12,652	10,594	2,058

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は1,650百万円、取得原価は1,650百万円)及び投資事業有限責任組合等への出資(貸借対照表計上額は202百万円、取得原価は202百万円)を含めております。

### 3. 売却したその他有価証券

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	3,750	464	57
合計	3,750	464	57

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	4,044	739	138
合計	4,044	739	138

### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について31百万円(その他有価証券のその他31百万円)減損処理を行っております。

当事業年度においては、減損処理を行っておりません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

### (退職給付関係)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

#### 2. 確定給付制度

##### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第39期		第40期	
	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
	退職給付債務の期首残高	3,582 百万円	3,652 百万円	180
勤務費用		182		47
利息費用		39		207
数理計算上の差異の発生額		79		236
退職給付の支払額		300		-
過去勤務費用の発生額		-		-
企業結合による影響額		226		-

退職給付債務の期末残高	3,652	3,437
-------------	-------	-------

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	2,425 百万円	2,492 百万円
期待運用収益	43	44
数理計算上の差異の発生額	227	62
事業主からの拠出額	-	-
退職給付の支払額	204	116
退職給付制度終了に伴う調整額	-	8
年金資産の期末残高	2,492	2,350

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	2,250 百万円	2,018 百万円
年金資産	2,492	2,350
非積立型制度の退職給付債務	242	332
未積立退職給付債務	1,401	1,418
未認識数理計算上の差異	1,159	1,086
未認識過去勤務費用	558	660
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	157	92
退職給付引当金	1,560	1,654
前払年金費用	1,608	1,654
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	47	-
退職給付費用及びその内訳項目の金額	1,560	1,654

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	182 百万円	180 百万円
利息費用	39	47
期待運用収益	43	44
数理計算上の差異の費用処理額	29	43
過去勤務費用の費用処理額	65	65
退職給付制度の統合に係る調整額	34	-
その他	2	0
確定給付制度に係る退職給付費用	251	204

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。「退職給付制度の統合に係る調整額」は企業結合関連費用の一部として特別損失に計上しております。

## (5)年金資産に関する事項

### 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
債券	62.0 %	64.7 %
株式	35.9	33.2
その他	2.1	2.1
合計	100	100

### 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6)数理計算上の計算基礎に関する事項

### 主要な数理計算上の計算基礎

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
割引率	1.39 ~ 1.41%	2.07 ~ 2.11%
長期期待運用収益率	1.5 ~ 1.8%	1.8%

### 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度164百万円、当事業年度172百万円であります。

### （税効果会計関係）

#### 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
<b>繰延税金資産</b>		
減損損失	389百万円	392百万円
投資有価証券評価損	30	28
未払事業税	126	173
賞与引当金	362	400
役員賞与引当金	33	48
役員退職慰労引当金	9	8
退職給付引当金	492	521
減価償却超過額	199	291
資産除去債務	16	52
時効後支払損引当金	76	77
その他	227	296
繰延税金資産 小計	1,963	2,290
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	1,963	2,290
<b>繰延税金負債</b>		
前払年金費用	14	-
その他有価証券評価差額金	855	648
その他	5	1
繰延税金負債 合計	875	649
繰延税金資産の純額	1,088	1,640

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳  
第39期（2024年3月31日現在）及び第40期（2025年3月31日現在）  
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理  
当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。
4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正  
「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、2025年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.62%、2026年4月1日以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%から31.52%に変更しております。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が23百万円増加、その他有価証券評価差額金が17百万円、法人税等調整額が41百万円減少しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
期首残高	-	1,428百万円
有形固定資産の取得に伴う増加	1,420百万円	-
時の経過による調整額	7百万円	15百万円
期末残高	1,428百万円	1,444百万円

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）及び第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第39期（自2023年4月1日 至 2024年3月31日）及び第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

### (1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

### [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### (関連当事者情報)

#### 1. 関連当事者との取引

##### (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注5)	科目	期末残高(注5)
親会社	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有間接100.0%	グループ通算制度	グループ通算制度に伴う通算税効果額(注1)	132百万円	その他未払金	105百万円
親会社	株式会社三菱UFJ信託銀行	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有直接100.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2) 投資助言料(注3)	5,006百万円 463百万円	未払手数料 未払費用	886百万円 260百万円

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注5)	科目	期末残高(注5)
親会社	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有直接100.0%	グループ通算制度 経営管理 役員の兼任	グループ通算制度に伴う通算税効果額(注1) 経営管理手数料(注4)	42百万円 508百万円	その他未払金	43百万円

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1. グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案

して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. 経営管理手数料については、経営管理契約に基づく取引条件によっております。
5. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

#### (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
同一の親会社を持つ会社	株三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,354百万円	未払手数料	1,028百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	7,493百万円	未払手数料	1,449百万円

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等  投資の助言 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)  投資助言料(注2)	5,310百万円  451百万円	未払手数料  未払費用	952百万円  237百万円
同一の親会社を持つ会社	株三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等  取引銀行	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)  コーラブル預金の預入(注3)	4,747百万円  1,000百万円	未払手数料  現金及び預金	1,115百万円  1,000百万円

同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株	東京都 千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	8,404 未払手数料	1,572
								百万円	百万円

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

#### 2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

#### （1株当たり情報）

		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額		454,898.22円	289,876.37円
1株当たり当期純利益金額		49,804.10円	53,688.15円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益金額（百万円）		10,537	11,359
普通株主に帰属しない金額（百万円）		-	-
普通株式に係る当期純利益金額（百万円）		10,537	11,359
普通株式の期中平均株式数（株）		211,581	211,581

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親

法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

## 5 【その他】

### 定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

### 訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

## 第2 【その他の関係法人の概況】

### 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### ( 1 ) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社  
(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)  
資本金の額：324,279百万円（2024年9月末現在）  
事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

#### ( 2 ) 販売会社

名称	資本金の額 (2024年9月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	54,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

### 2 【関係業務の概要】

( 1 ) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

( 2 ) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

### 3 【資本関係】

該当ありません。（2025年5月末現在）

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

## 第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2024年12月20日	臨時報告書
2025年 2月 4日	有価証券届出書
2025年 2月 4日	有価証券報告書
2025年 3月21日	臨時報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年 6月 6日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鶴見将史

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田嶋大士

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年7月16日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ 3資産分散ファンド（毎月決算型）の2024年11月6日から2025年5月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ 3資産分散ファンド（毎月決算型）の2025年5月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。